

明治二十七年六月廿六日第三號郵政特准掛號

每月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 6. June 1910.

VOL. XXIII.

監獄協會雜誌

六月二十日發行

明治四十三年

第貳拾叁卷

第六號

監獄協會發行

第貳拾參卷第六號目次

○論 說……………(一頁)

○免囚保護事業の範圍……………前橋監獄典獄・上田定次郎

○講 演……………(四頁)

○刑事政策上より見たる犯罪並犯罪人の區別(續)……………
檢事 山岡 萬之助君

○寄 書……………(二四頁)

○典獄會議に於ける注意事項を讀む……………
甲府監獄 櫻井革聲

○法學研究の弊害に就て……………名古屋 平民主人

○統 計……………(三四頁)

○明治四十三年四月末日現在々監人員表……………

○明治四十三年四月末日現在受刑者罪名表……………

○明治四十三年四月末日現在々監人員監獄別表……………

○救護事業……………(四〇頁)

○免囚保護に就き特志の教育家……………

○全國感化救濟事業大會概況……………

○長野縣の免囚保護事業……………

○雜 錄……………(四九頁)

○送詞……………石井光美

○伊國犯罪統計……………

○米國刑事學會の刑事調査……………

○米澤分監近火被害……………

○馬場扶斯猖獗……………

○護送馬車より飛出す……………

○裁判所内より逃走す……………

○看守の溺死……………(五七頁)

○各地通信……………(五七頁)

○平壤たり……………(五七頁)

○釜山監獄たり……………(五七頁)

○本會記事……………(六二頁)

○監獄官練習所日誌……………

○監獄官練習所時間割……………

○練習所卒業試験……………

○茶話會休會……………(六六頁)

○質 疑……………(六六頁)

○叙任及辭令……………(六七頁)

監獄協會雜誌第貳拾參卷第六號

論 說

免囚保護事業の範圍

前橋監獄 典獄 上田定次郎

近來識者の注意を惹くに至りたる免囚保護事業は、獨り刑事政策上緊急擱くべからざる問題なるのみならず、其關聯する所、極めて廣汎にして、其性質亦純然たる一部の社會問題たるに止まらず、經濟問題とし將た亦財政問題の上より見るも、此事業の忽諸に付すべからざることは既に讀者の諒知せらるゝ所であると思惟するから、我輩は茲に之を絮説するの繁を省くことゝするも、要するに今日此事業に従事する人々の間に尙ほ未定の問題として研究せられつゝある事項は、即ち此免囚保護事業なるもの、範圍と、而して保護の方法に關する問題とであると我輩は考へるのである。假へば此免囚保護事業に關聯すべき問題の範圍より之を云ふならば、只單に放免者個人の保護救済に關することのみを解せらるゝが、我輩の見解によれば、獨り其放免者たる個人を適當に保護するを以て此事業の能事、終れりと認むることは出来ぬのである。假へば免囚者即ち本人が受刑在監中に於ける間其入監者の家族の保護救済、即ち當該者の家族の救恤、授産又は精神救養等に關する、所有、問題の如きも、此事業の範圍として適當の救済保護を加ふべきことが最も必要であらうと我輩は信ずる。然るに今日に於ける免囚保護事業の實況を見るに、只單に刑餘者本人のみの保護に汲々として、日も尙ほ足らざるが

如き實況あるは洵に喜ぶべき現象であるが。然れども亦一面遡つて此の如く出獄後、保護を要すべき犯罪者を出したる家庭、即ち家族の實況は、果して如何なる性行にして如何なる生活状態を爲しつゝあるや。若くは刑餘者たる本人が在監中其家族たるものが如何なる生活を爲せるやと云ふか如き問題に至ては、殆んど度外視せられつゝあるは我輩の最も遺憾に存する所である。何故なれば、彼等が最初犯罪を爲すに至りたる原因、動機に於て既に家庭の關係。例之は家族間の不調和又は生活上の窮乏に原因する者多きことは、既に識者の知悉せらるゝ所で別に説明の勞を要せざる次第であるにも拘はらず。其者の刑餘出獄後に於ける保護の範圍を、只其本人の保護に止めて而して却て犯罪の原因、動機となりたる家庭の改良、又は家族の保護を忽諸に付するか如き實況であつたならば。結局監獄に於ける刑罰執行上の効果、即ち改悛の状態を長く持續せしむることは姑らく置き。例令免囚者個人の保護は假りに宜しきを得たとしても、既に其家庭及び家族間に伏在する不良の現象、即ち犯罪の原因若くは動機となるべき不良分子を除去する方法を講じなかつたならば、到底完全なる免囚保護の目的を達したるものと謂ふことが出来ぬからである。殊に亦一旦改過、改善の効を奏したる出獄者と雖も、彼等の通有性たる薄志弱行の結果は、其家族間の不調和又は家庭の不良なるに餘儀なくせられて、再び怠惰放縱又は惡友等の惡魔に捕はれて遂に再犯に陥る者が實際上決して尠なからぬことを我輩が平素信するのである。次に第二の問題たる處刑者在監中に於ける家族の保護の如きは、一面より見るときは寧ろ本人個人を保護するより、より以上に社會問題として必要であることを我輩は信するのである。其理由は犯罪者の多くは未婚なる子女弟妹なるものを除くの外は、多くは其家庭に於ける一家の主人公にして、所謂家族全體の糊口の資金を供給する所の主人公、即ち基礎たるべきものが、一朝犯罪の爲め入監の不幸を見るあらんか。犯者當人は入監、即時より一定の場所に拘禁せられ、國家の經費に衣食し、寒暑、飢餓は勿論、之を憂ふることを要せずと雖も、一面より觀るときは平生、さなき

だに、窮迫、困憊を告げつゝある家族の生活状態は果して如何なるやを想像すれば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものが多からうと思ふのである。殊に又處刑者の遺家族たるものが漸く社會に知らるゝに至つては、一層社會の信用を失し、果して彼の坊主憎ければ袈裟迄と云ふ諺の如く、郷黨隣里は之を指彈排斥し隣保の子女相互間に於ける不邪氣なる嬉々たる遊戲の間に於ても、無形の侮蔑を受くるは勿論子女も亦自ら耻ぢて共に齒するを欲せざる等の不幸は之を想像するも尙は餘りあることであらうと信ずるのである。現に我輩が能く聞く事であるが、其父母若くは同胞骨肉間に、若し犯罪の爲め入監の不幸に際會するものあるときは、其子弟たるもの、多くは其通學を厭忌し、果ては中途廢學せしむるの餘儀なき惡結果を其子弟に及ぼすと云ふことを聞くのである。是等は寔に左もあるべきことで、其子弟、子女の不幸は亦實に憫諒するに餘りあることであつて、彼の下世話に所謂一頭の馬が狂へば、千頭の馬も亦狂ふと云ふ諺は能く此間の消息を云ひ顯はしたものと云はねばならぬ。然るに今日に至る迄、此免囚保護事業に従事する諸士の間に想、茲に至るもの極めて尠きは、我輩の最も遺憾とする所である。故に我輩は此受刑在監者の家族の保護、教養に關する事柄は、即ち免囚保護事業の關聯問題として、直接間接に當事者の盡瘁せられんことを希望して止まぬのである。

又免囚保護の方法に就ては、從來識者の間に種々の議論があるけれども、卑見に依れば、此免囚保護事業なるものは、即ち犯罪の結果に依り處刑せられ、社會外に放逐せられたる劣敗者に對して、所謂人類相愛性の同情を注ぎ、而して社會組織の一員たる獨立自營の民となるべき力、即ち助力を與ふるのが主旨であつて、彼の鰥寡孤獨老病者の如く自ら獨立生存し能はざる者に對する救恤事業とは、決して混同してはならぬことを我輩は平素信するのである。夫れ故に免囚者に對しては如何なる場合を問はず、無條件を以て金員を惠與し若くは生活上の物資を支給する如きは、最も之を避けなくてはならぬは勿論、彼等をして出獄後は是非共自ら働いて自ら食せざるべからざるとの觀念を深く自覺せ

しめ、所謂獨立不羈の新生活に入らしむるの手段を講せしむる方法に依ることが、最も必要であろうと思ふのである。殊に亦今後此保護事業をして充分發達せしめ、而して可成廣く多くの人員を保護せんとするには、どうしても如上の方針に依て、自營獨立の基礎即ち自働自活に必要な職業の紹介若くは就業上の便宜を與ふることを以て、主たる目的とせられんことを希望するのである。

尙ほ終りに一言すべきことは元來此免因保護事業は監獄事業の繼續であり、延長であると云ふが如く、出獄後保護の目的を充分に達せしめんとするには、何うしても彼等が在監中、即ち釋放數十日前に於て監獄當局者は本人の性格、技能又は本人が將來就職上の希望、其他諸般の關係を調査し、而して保護事業の當事者に之を通報し、當事者は亦此通報に依て本人に採らしむべき職業、若くは勞働の紹介、例へば僱雇主を選擇豫定し置き、而して出監後直に其豫定地に就き其業務又は僱雇主の下に於て就職せしむることが最も必要であらうと思ふ。尙ほ之を繰返して云へば保護に付すべき要保護者をして出獄と同時に豫定地保護に就かしめ、而して出獄と就業との間に、些も間斷なからしめ、出獄當日直に其保護の下に就かしむるを以て最も肝要であらうと思ふ。夫故に中央及地方に於ける、護體の任務としては、恰も彼の歐米文明國に行はるゝ所の職業紹介所の如き方法組織に依て職業業務に就かしめ以て、其保護の實効を擧げられんことを當局者に希望するのである。

講 演

○刑事政策上より見たる犯罪並犯罪人の區別 (續)

今更に吾々の心意作用の段階を申述べたいと思ひます

檢 事 山 岡 萬 之 助 君

第一には或物を五官の作用によりて感じて來る。其感覺作用が先づ起つて來る。それから其感覺したる事物を我々の心意の中に形作つて來るのが觀念であります。其觀念に伴つて來るのが愉快であるとか不愉快であるとか云ふので或物を單純に見ただけで頭へ止まらない中は觀念にならない、それが觀念になつて來てそれに伴つて愉快不愉快といふことが起きて來る。それで先づ第一には感覺、其次に觀念次に觀念に伴つて不快の念が起つて來るのであります。これに次いで頭に殘つて居る所の事物の是非を比較研究して判斷する所の考慮作用が來る。此考慮作用からして意思が形作られて此意思が始めて外界へ向つて活動を始めるのであります。それで此意思といふものが外界へ向つて活動を始める此作用が所爲でありまして此所爲といふものは善惡を判斷する考慮作用によつて決まつて來る。即ち考慮作用の時ほどの方が宜からうといふ其決め方が即ち目的であります。其目的を定め其目的があつて初めて我々の意思が來るのである。此目的が即ち行爲を爲す緣因であります。何が故に行爲を爲したかといふと斯う云ふ爲に行爲をなす、即ち其爲めと云ふのは緣因である。緣因なければ我々の行爲は一つも現はれて來ない、これは心理上の原則でありまして一言致して置く譯であります。

此不快の情は我々の意慾を充されると充されぬに依つて動く作用でありまして、意慾が充される場合は我々は之を稱して快の念と申します。これが充されなかつた場合は不快の念であります。さうして我々の意慾の方向が二つあります。一つは利己的にやる場合、一つは利他的の場合であります。前のものは之を利己主義と云ひ後のものは利他主義と申します。此利他的の方向は更に二つになります、即ち一般の人に利益させるといふ考へとそれから一二の人に利益させる或は一人に利益させるといふのとある。此一般の人に利益させる考が公益的でありまして二人或は一人の利益を考へる場合は我々の好誼に出るのであります。利己主義といふものは人間の自然の性即ち原始時代の性で野蠻的のものであります。それから利他主義は文化の性を有つて居るものであります。犯罪の多くは利己

主義から出て来るものでありまして利他主義即ち公益好誼の爲に出て来ることは割合に少いものであります。此二つの區別から犯罪を區別致しますると即ち利己の意欲から来る犯罪、それから利他の意欲から来た犯罪と二つに區別が出来来るこれが縁因に付ての最も大なる區別であります、申すまでもなく利己主義より来たる犯罪が多く又其れは利他主義の者より其情に於て重いことは勿論であります。今利己主義の例を擧げて申すすれば生活難の爲に窃盜をするといふが如き又利他主義の例を擧げて申しますと、他人の名譽を回復させる爲に或る記事を掲げて新聞紙條例に違反するといふが如きものであります。更に進んで他の區別を申上げますれば個人の快不快の念は非常に昇つたり降つたりする、此高く上りましたる所の感情を稱して強度の感情と申します。此種の感情から犯罪を區別致しますると忿怒から来る犯罪それから悲哀若くは愛憎より来る犯罪、恐怖より来る犯罪となり忿怒の時は我々の感情がズント上りつめて居る、悲む時も上つて居る、恐怖も可なり上つて居る、此感情の程度から區別致しまして先づ大體此三つになります。以上縁因の區別は第一は利己主義と利他主義、第二は感情の昇降に依るものであります。更に進んで縁因を單純なる行爲の動機として區別しますと此に申上ぐるやうになります。

先づ第一は自分の名譽心から来る所の犯罪であります、例へば華族の地位を得たいが爲に戸籍を偽造するが如き犯罪、次には衣食住の缺乏した困窮の場合に起る犯罪、これは多く強窃盜の形に於て現はれて來ます。次には刑罰或は羞恥其他不利益を免がれむとする爲にする犯罪であります。例へば偽證罪の如き偽證に依つて自分の刑を免かれやう他人の刑を免かれしめ自分の恥を免かれやう不利益を免かれやうといふ場合例へば刑事事件などに於きまして告訴人が偽證をするといふが如きは自分の不利益を免かれむとして人に刑を科して損害賠償を取らうとするが如き又は墮胎罪の如きは自分の恥を隠さむとする類であります。それから次には堪ゆ可らざる状態から脱せんといふ考へ譬へて申します

と脱營するとか或は監獄から脱け出すのは堪ゆ可らざる状態を脱せんとする犯罪であります。次には色慾から来る犯罪強窃盜の如きもそれから来るのがあります。最も直接の例は猥褻淫淫であります。次には貪慾であります、これは困窮でない状態でも尙且つ自分に財を得やう則ち高利貸の如き之等は即ち貪慾から起つて來るものであります。次には復讐怨恨から起きて來る、これは殴打に於て多くあります。又殺人に於きましては復讐のものも怨恨のものもありません。次には他人の損害を喜ぶ性質であります。斯ういふ性質は極めて劣等ではありますけれども或る人間は隣家に悪いことが出來たのを喜ぶ、これは人類の弱點として時々さう云ふ性質を有つて居るものがある、此縁因よりして起るものは例へば財物毀損であります他人の物を毀して喜んで居る、これは固より復讐怨恨の爲に來ることがありますけれども單に他人の損害を喜んで毀すことがあるのであります。次には利他主義から来る好誼であります。或人の爲に犯罪をする。あの人の困窮の状態を救ひたい、前に例を擧げた新聞紙に不當の記事を掲げて名譽を回復してやらうといふが如き次には公益を自分一人でやつてやらうといふが如き考をする。これは國事犯に於て多く其例を見る。それから殺人罪例へば伊庭想太郎の星氏を殺害した如き之に依つて彼は公益を圖らうとしたのである(考へが誤まれるや否やは別とし)次には確信或は迷信であります、確信は自分が或事をどうしても斯うであると堅く信ずる、譬へ其根據が如何に間違つて居てもそれは動かすべからざる原則であると考へる。それから又迷信の方は根據の如何といふことは顧みないでこれは斯ういふものであると信するので多くは神を信するものにある、それに依つて往々殺人罪を侵すことがあります。確信の如きは極端な社會主義者の一部に於て見出すことが出來る、彼等は自分の信する所は動かぬものであると考へて犯罪をする。これは確信であります。迷信といふのは例へば前世の關係が斯うであつたから今の夫と居ることはいかぬと云ふことから離縁も出來ないので殺すといふが如きものであります。

斯く列擧致しましたが未だ此外仔細に述べずと無きに非ずでありますが、大體かういふものであります。司法省の犯罪統計の表に依りますれば犯罪の縁因と致しまして第一種第二種に區別致して第一種が利己主義、第二種が利他主義で第一種の方は唯だ僅かに四つを列記し第二種は三つで第一種は不正の慾を充たさんとする。これは前に申しましたる困窮或は貪慾、人を害せむとする即ち他人の損害を喜ぶといふやうな考へから出て人を害する、それから怨みを晴さむとする、これは或る怨みを晴す爲に犯罪が行はれる。次には恐怖若くは羞恥を免かれむとする。これは前に申しましたる三番目のものに當るので刑罰羞恥其他不利益を免かれむとするのである。第二種として擧げてある恩義愛情等を全ふせむとする、これは好誼の中であります。それから公益を圖らむとする友誼を全ふせむとする以上七つ擧げて其他としてあります。

縁因の區別は斯ういふ風であります、唯だ此所に一言致したいのは此縁因の働きは各々關聯致して或は循環して犯罪行爲をなすに至るものでありまして、或る一つの縁因から必ず此種の犯罪は侵されるものであるといふ風に特定することは出来ぬのであります。譬へて申しますれば他人の損害を喜ぶ爲に財物を毀損するものもあらうし或は怨みの爲にやるものもあらうといふやうな譯で或は他人の爲に或人の物を毀してやらうと言ふやうに循環關聯致して来るもので此犯罪は此の縁因から必ず來るといふものでない、怨恨復讐から殺人罪傷害罪を來たすといふことは云へないのであります。斯う云ふ譯で來たす、此種の犯罪は此種の縁因から來たるといふことは云へないのであります。斯う云ふ譯でありますから犯罪を單純の一つの所爲と見て縁因の種類に依つて犯罪を類別したる譯であります。それから此縁因を法律上の物として刑罰を科するに際しまして其所爲を評價する所の材料とすることが近世の立法に於ける風潮であります。以前は前に申しました如く刑法を研究するものは縁因を殆んど顧みないで、縁因は別にしなければならぬ、犯罪要件にならぬ。所爲は單に意思さへあれば宜しいと云

ふ風に云ふたのであります、近頃になりまして此縁因を非常に重視されて之を法律上科刑の標準とするやうになつたのは以前と變つた點であります。前にも刑罰を科するに際して此男は恨を晴らす爲にやつた、自分の利益の爲にやつたから重く刑を科してやるといふことが裁判上の取扱でありましたが、併ながら法律の上に於て縁因を値踏みすると云ふ規定は唯だ單純に各條の中に見へたのみで一般に縁因を値踏みする規定はなかつたのである。然るに近世になつてはさういふ風潮を生じて縁因の値踏みすることになつた。從來に於ては例へば人命犯で申せば故意に依つた場合或は過失に依つた場合と區別致しまして故意に依つた場合は無期徒刑にする。過失に依つた場合は罰金刑にするといふ風に立法して置いて故意と過失とは刑を科する標準と見て規定してあつたのであります、此故意過失と同じやうに現今に至りましては縁因を刑罰を科する上に重要な價を付して来るやうになつたのであります。これが伊太利刑法に於て規定されてあります、それから奧地利、諾威瑞西の法案であります。是等に於ては縁因を規定致しまして縁因にどういふ價値があるかをその事實の上に能く値踏みして法益の價値と相共に刑を科する材料とすることになつて來たのであります。

前に申ししたやうに從來の立法例に於きましては縁因の規定は各條に唯だ何々の目的を以て其所爲をなしたる時は云々と各所にボンリ／＼と二三あつたに止まつたのであります、新しい立法例に於ては總則にさう云ふ規定を置いて一般に縁因を値踏みしなければならぬとなつて來た。新刑法では別に縁因の値踏みしろといふ規定はありません。唯だ各條に何々の目的を以てとあります。例へば二百四十七條に「他人の爲め其事務を處理する者自己若くは第三者の利益を圖り又は他人に損害を加ふる目的を以て」云々と此場合は縁因を値踏みすることになるのであります。他人の利益を圖つたとか他人に損害を加ふる目的から此所爲を爲さなかつたら犯罪にならぬのであります。これは矢張り從來の立法例であります、併ながら前申しましたやうに實際に於ては從來と雖も裁判の上では縁因に依つてと

ういふ考で犯罪をなしたかを究め。あれは他人の爲に義の爲に盡したのだから軽くしてやらう。是は自己の貪慾を充たす爲にやつたのだから重くしてやらうといふ事は刑を科する上に於て充分斟酌して居つたことは今茲に申上げるまでもないと思ひます。犯罪所爲に對する責任を問ひまして之に適當の科刑をするには法益と縁因の評價が必要であります。現今の刑法の如く刑の範圍が非常に廣くなりまして同じ人を殺した場合でも死刑からズツト低い階級の刑まであります。同じ一人の人を殺したのであるのに、何に依つてそんな高い刑と低い刑を科するかと云ふと之は殊に縁因を見ることが必要になつて來るのであります。義の爲に人を殺した公益の爲に人を殺したといふのはズツト低く罰する。而かも其狀況に依つては特赦をすることが出来るのであります。それから縁因の評價、前に述べましたる種類の困窮或は名譽心或は色慾或は貪慾は何によつて値踏をするかといふ標準であります。それは外ならぬ我々の道義心であります。又法律上からも見て行かなければならぬ、又我々の共同生存を致して居る社會の上からも見て行かなければならぬのであります。で縁因の値踏をすることは道義上法律上社會上から見ても行かなければならぬのであります。例へば復讐の如き道義上に於ては或場合には必ずしも咎めないで良い場合のある事は私が申すまでもなく親の仇を討つたと云ふが如き道義上から見たら尤なこと、云ふ人も澤山あらう、併ながら法律上に於ては之を非と致します。又公益の爲に騷擾罪を犯したといふ場合に於て社會上からは是を單純に見ましたならば必ずしも非とすべきにあらざる場合なきに非ざるも之を法律上から見れば非となります。それから又怨みを晴すが爲に暴行脅迫をなした場合に於て法律から單純に見て参りますと男子に對しても女子に對しても或は子供に對しても成人者に對しても全く同じであります。然れども道義上から云ひますと或る男子が或る男子に對して恨みがあつて、之に暴行を加へたといふのと或る婦人に對して暴行を加へたといふのとは道義から見ると弱い者警めであるから婦人に對する方が悪いことになり、又幼者に對すると成年者に對するとで

違ふ。大人が小さな子供を窘めたといふ時は是又道義上甚だよくないことである。要するに種々な點で道義上に於て許したもので法律が非とし社會でも非と致し、法律上では同じでも道義上から見ると非とする、此三個の區別によつて縁因の價値を定めなければならぬのであります。是から更に犯罪原因である内界因子となつて居る個人の性格を説きたいと思ひます。

唯今まで述べました所に於て縁因の説明は大體終るので、要するにこれだけの區別がありました。利己の意思から來た犯罪利他の意欲からの犯罪、憤怒、悲哀、恐怖、名譽、困窮、刑罰羞恥等を免かれ堪ゆ可らざる情を脱せむとする等、此縁因を一々或所爲に付て調べてそれから其調べ出した縁因を道義上法律上社會上から値踏して夫れから法益即ち生命財産身體等の價値と相共にして科刑するといふことが必要であります。

性格といふものは段々述べました所によつて明になりました如く我々の生れ來つた生來の状態即ち先天的に得たる所の我々の状態に外界から影響を受け、生來上の状態と生後の後天的状態と混じて成立つた、我々の心意的の状態が即ち性格であります。之を分つて先天的と後天的の二つに致します。先天的のものは生れながらにして持つたものでありまして遺傳であります。遺傳に依つて先天的に性格を受けると云ふ遺傳説に付ては彼は争ひがありませんが、我々は事實の上に於て是を否認することは出来ない、纖弱いものには、纖弱い子供が出来る、其纖弱い身體の者の精神作用は薄弱であると云ふことは疑ひない、此精神が我々の身體から單り離れて存在するものでないと云ふことは近來人の考へる所であります。我々の身體が完全なれば精神も完全である。そこで身體の纖弱若くは疾病は遺傳するといふことは醫學上に於て確かなる證據がある。然らば身體から成立つ精神即ち身體の一つの力は矢張り身體に受けると同じやうに遺傳のあると云ふことを認めなければならぬのであります。唯だ宗教上或は其他の立場から精神は身體と離れて存在するといふ議論をする者もなきにしも非ずですが、

之は確的に言ふことは出来ないので矢張精神は身體から成るものと認むべきものである。従つて身體と相離れて存在しない、それ故に身體關係が遺傳する以上は精神關係も遺傳するといふことは否認することが出来ないと思ひます、それから後天的のものであります。是は生後に社會上に生存致しまして其生存の上に得た所の性格であります、我々には境遇といふものがある。俗にあの人は斯く／＼の境遇にあつたから大分様子が變つたと云ふ如き。これは學術上でも認めることが出来るので。境遇が性格に變動を來たすことは争ふ可らざる事實であると思ひます、さうして此性格と申すものは前にも申しました如く緣因とは大分異なりまして緣因は瞬間的に行爲と共に終始致してしまふが、性格は持續的のものであつて其人の性格として或る一定の間存在する其周圍の状態境遇等が變らぬ限りは同一状態である。此性格は個人の所爲と意思の素因になる。我々が或る目的を定めて或事をするに付ては緣因といふことは勿論必要であつて此力は甚しいがそれと同時に我々の性格が其事を決めて來る、例へば或る人が外へ出ることが非常に好きである。さういふ人は外へ出ることを忽ち決定することが出来るがさうでない人は遠おつくうにして出ないと云ふやうに其性格が意思及び所爲を形造る一の素因となるのであります。さうして此性格といふものは所爲には付て居ないので其人に付いて居るものである。所爲其物には唯だ効果を及ぼす素因となるだけであつて人に付いて居るものである。これが性格と緣因の違ふ所であります。人に屬するものである故に性格から致す區別が犯罪人の區別になりません。素因から致すものは所爲に屬して居る故に犯罪の區別になつて性格から致すものは犯罪の區別にならぬ。此性格は既に述べましたやうに先天的のものであるのみならず後天的に即ち生後享けるものであつて一定の間社會に生存しなかつたならば完全なる性格の本質を形造ることは出来ないであります。我々は生れながらにして或る性格は持つて居りますが、其性格が本質を作るに至るには矢張り社會に一定の間生存しなければならぬのであります。それから性格は前に述べました如く身體と非常

に關係を有つて居るので身體が発育致す即ち成年になり、間は非常な強度を以て變化を來たすのであります。我々が一人前になり、其性格の變化は極めて微々たるものであります、成年になるまでは甚しく變るものでこれは私が喋々致すまでもなからうと思ひます。それであるからして此性格を觀察致しますに發育といふことを土臺に置いて一つ區別することが必要になつて來ます、これが第一の性格の區別でありまして即ち性格の成熟未成熟と斯う二つに區別することが出來ます。

そこで性格が成熟未成熟と區別だけは出來ますが何時未成熟か何時成熟したかといふことは立法者が決めなければ定まらぬ。實際の上に於ては今日成年になつたから其所で性格が完全になつたといふことは云へませぬ。確然其間の區別をすることは出來ませぬ、従つて此中間に一つの段階を置かなければならぬのであります、法律で決めることは別であり、實際から見ると段階を置かなければならぬ。此段階を稱して性格不全成熟として成熟不全成熟未成熟と三つに區別します。次に性格が成熟した、其性格を更に道義の方面から觀察致して道義的と不道義的との二つに分ける即ち此道義的性質は社會の道義に従つて事をなすものでありまして、不道義的性質のものは道義に違反することを意に止めずやつて居る。これが第二の區別になるのであります。次に不道義的性質は更に進んで單に道徳を犯すのみではない、犯罪を犯すことを何とも思はぬ。これを稱して犯罪性格と申します。此犯罪性格と申すものは不道義の性格と固より非常に近いものであります、其間自ら區別をしなければならぬ。此不道義的性質のものは不道義を爲すことを何とも思はぬでやりますが、併し犯罪をすること分の仕事をすると同じで一向平氣である。其故に拘兒の如きは今日は仕事に行くといつて一向平氣で居る。これが犯罪性格である。此區別から致しまして不道義性と犯罪性の區別が出来る。これが第三の區別であります。

斯の如く各種の性格を有する者が、犯罪をする關係を述べやうと思ひます。斯ういふ性格を有つて居るものが、どんなことから犯罪をするに至るものであるかと申しますと外界の刺戟から犯罪を犯す關係を見るより外はない、誰れでも茲に或る性格を有つて居るものが犯罪をするといふことは外界の刺戟から来るものであります、即ち自分が困難になつたら犯罪をする、或は慾の深い男であるから其慾を充たす爲に犯罪をする。斯ういふ譯で外界の刺戟から犯罪は来るものであります。で外界の刺戟と性格の關係とを説明したいと思ひます、豫め申したいのは外界の刺戟とは唯だ言葉を換へた丈で外界の犯罪因子に外ならんので前に述べた天然關係と社會關係でこれが犯罪人を刺戟するのであります。外界の刺戟と申すのは取も直さず外界の犯罪因子であります。道義性のもはとういふ所から犯罪をするかと申しますと、これは犯罪性がさつぱり無く即ち社會の道義に従つて事を爲すのでありますから犯罪をするには餘程強度の刺戟がないとしないのであります。例へば經濟關係の擾亂から破産をして始末が出来ない、其所で財産を誤魔化す證書を偽造するといふ譯で非常な刺戟がないと此性格を有つて居るものは犯罪をしないのであります。要するに此外界の關係から説明致すには外界の刺戟が弱いか強いかを性格と對照するのであります。性格の道義的のものは刺戟が強くなければ犯罪をしないが、非道義的の人間であれば外界の刺戟が薄弱でも直ぐ犯罪する、固より社會の道義に反することは平氣である。今一步進んで法律を犯すことも餘り深く考へない、従つて或る外界の刺戟があつたら直ぐ犯罪をする。それから犯罪性格のものになれば殆んど外界の刺戟はない、彼は犯罪をするとは何とも思はぬ。丁度自分が衣食すると同じである。朝起きて顔を洗ふと同じであるといふ譯けで外界の刺戟なくして犯罪をするものであります。之に反して道義性の犯罪者は非常に強度の刺戟があつた時だけ犯罪するものである。故に強度の刺戟がなければ犯罪をしないのであります。故にさういふものを稱して瞬間犯人と申します。それから犯罪性のもは殆んど外界の刺戟なくして犯罪するので

ありますから、情態犯人と申します。それから非道義性の犯人は既に申しましたる如く外界の刺戟が犯人の性格と伴ひ犯人の性格が如何にも道義上には薄弱である故に、刺戟が輕微でも直きに犯罪に踏込む、けれども此犯罪に踏込むは單に彼の性格のみではない、何かの刺戟がなければ犯罪をしないのでありますから情態犯人と瞬間犯人との中間に位するもので極めて輕い刺戟によつて犯罪するのであります。これを名づけるにはチョット名の付けやうがないのであります、私は兎に角之を非道義性犯人と名付けて置かうと思ひます。

以上申しましたることを茲に約めて申しますれば第一は性格の未熟な犯人、第二は不全成熟の犯人第三には性格が成熟した犯人、それを更に(甲)瞬間犯人(乙)非道義性犯人(丙)情態犯人、とに區別したいと思ひます。

それから犯人の性格に付きましては既に緣因の所に述べましたる如く色々の種類がある、人間の性癖は種々なものであつて種々に區別を爲し得るのであります、要するに此性格と申しますものは我々の心意の状態が固定して持續したる形である。一時的のものは單純に緣因となる感情——快不快——それが段々積り積つて來て初めて我々の性格を成すのでありますから、今は其種類を各場合に説明することは止めて置かうと思ひます。で緣因の説明に於て種類を示したる如きものであるといふことだけを申して置きたいと思ひます。此所で司法省の統計案に付きチョット申して置きたい、司法省に於きましては被告人の一身に存する犯罪原因を十餘個に致して居ります。即ち性狡猾にして偽を好む。性無頼若くは懶怠にして正業を好まず。性强慾にして不當の利を圖る癖あり、竊盜の習癖あり、性虛榮を貴び射倖的の事項に熱中するの癖あり、性疎暴にして怒り易し、性慘酷にして他人の不幸又は傷害を好む、性酒を好み酩酊の上は情慾又は誘惑を制する能はず、性陰險にして他人の不幸又は他人の幸福を嫉むの癖あり、性愚にして他人に誘惑せられ易し性疎放にして過失を招き易し、性

功名心に富み之れが爲め犯罪を犯すを意とせざる辯あり、意思薄弱にして誘惑を制する能はず、心神未だ充分に發達せず、心神耗弱、其他。

斯く列記してあります。此等司法省に於ける緣因の區別、個人的性格の區別が果して學理的の組織を包括して居るや否やは今日は述べることを避けて置きます。更に進みまして單純に本題に必要な點を述べたいと思ひます。犯罪の緣因的區別と犯人の性格的區別は唯今まで申した所でお分りと思ひますが、其區別に付て刑罰の關係を説明致すことが重要になつて來るので唯今申したことは要するにこれから申述べる準備に過ぎないのであります。

第一に性格の未熟の犯人に付て申したいと思ひます。此犯人が何故犯罪をするかといふと其性格が未熟であるといふことから來るものに外ならぬ。從て刑法の目的物にならぬものである。これは申すまでもありませぬ、古今東西を通じて一致して居る。唯だ何歳を以て成熟と未成熟との區別をするかこれだけは種々な立法例になつて居つて七歳から始まり或は十二歳、十四歳、十六歳といふやうに種々の區別がありますが、唯だ年に付て差異があるだけで一定の程度までは刑法の目的物としないことは一致する所であります。要するに此種の犯人に就ては刑罰を科する即ち刑法の目的物とすることが出來ぬのであります。是は教育若くは懲治の所置をすることに止まるべきものである、此所置を稱して懲治處分と申します。

第二は性格の不全成熟の犯人であります。これは性格が法律から見れば已に成熟したものであると認めらるべきものであります。我刑法に於ては十四歳を其標準として居ます。そこで十四歳を過ぐること一日たるや既に責任能力者として取扱べき次第である。併ながら如何でありませうか、事實上一日過ぎたるを以て直々能力が完全でありとのみ云ひ得ないではありませんまいか従つて此點に付て種々の方法を講ずることが必要になつて參ります。それで刑の執行猶豫の如き或は其他の規定によりまし

て新刑法はこれを調和しやうと致してあります。執行猶豫に付ては刑法に於きましては未成年者に付き云々といふ規定はありませぬ。誰れにも出來ますが、今日の實際の裁判例に於ては未成年者を主に致し又其起りました外國の沿革を見ても未成年者が主たる目的物でありまして、獨逸に於きましては特赦制度になつて居りまして、司法省の權限に大權を委任されまして特赦致して居りますが、それは未成年者に付き主として爲すべしといふ規定になつて居る。つまり成熟者として刑法が規定した一日を越したら刑法の目的物である一日以内であるなら刑法の目的物でないといふことより來る不備を避けやうとするのであります。それで若し不全成熟者に對して刑を科する場合でも性格の成熟した人間に對する如く所謂國民刑を科することは少しく考へなければならぬのであります。併し法律に定めある以上は執行猶豫の如きで赦さない限りは刑を科さなければならぬのであります。併しこれに對して宜しく性格に應じたる——此時代は能力が不完全でありますから——教育懲治の性質を持つたる刑を科することが必要である。此刑を稱して私は懲治問責刑と云ひたいと思ふ。即ち一面には其犯人の行爲の責任を問ふのであります。他面には固より其性格をして完全に發達せしめやうといふ目的であります。故に其人間の發展に害がある刑罰はこれをなるべく避けなければならぬのであります。例へば禁錮又は罰金といふ場合に罰金を科するが適當であるや否やは其狀態に依つて宜しく斟酌しなければならぬのであります。

第三には瞬間犯人であります。これは能力が完全に成熟致しましたものであります。此者の犯罪は前申上げました如く其性格から來たのではない、其性格には犯罪性はないので道義に従ひ行動する性格であるが、外界の刺戟が如何にも強度であつたから犯罪をしたのである。それ故に此犯罪行爲が過ぎ去るや否や彼は悪い人間ではない、世の中に於ても左程危険でないのであります。茲に於てか微罪不檢舉の如きことが行はれるのであります。

此人間は放つて置いて再び犯罪を繰返すことは無い、不檢舉にしてやらうとなるのであります。従つて之に刑を科する場合でも法益と其縁因とを評價致しましてそれから適當なる刑罰を科さなければならぬのであります。これは即ち所爲の責を問ふに過ぎませぬので之を稱して問責刑と云ひたいと思ひます。

第四には情態犯人であります。此犯人は瞬間犯人とは全く反對で彼の性格が犯罪をなすので社會の原因は殆んど犯罪の原因にならぬ。従つて此種の犯人に付ては又特別の所置を講じなければならぬのであります。それ故にこれには所爲の責を問ふといふことは全く重きを置くべきものでありませぬ。犯人其物に就て適當な方策を講じなければならぬ、瞬間犯人に付ては犯人其もの、性格は危険でない故に其所爲だけの責を問はなければならぬ、併ながら情態犯人では世の中に出せば虎を野に放つが如くであるから此人間に適當の所置をする必要がある。で共同生存を保全する爲に刑を科するのでありますから、これを保安處分と云ひたいと思ひます。

第五には非道義性犯人であります。此犯罪は前申しましたやうに外界の刺戟と犯人の性格から來るものであります。故に上に述べました瞬間犯人情態犯人に於ける其兩方の刑を斟酌する必要があるものであります。即ち情態犯人には保安刑を科し瞬間犯人には所爲に對する問責刑を科する、此兩方の性質を有つたものを科さなければならぬ。何故なれば此犯人の爲した犯罪は右の二つの性質を有つたものが集つて成立つたものであります。でこれは問責刑と保安刑を調和した刑を科さなければならぬ。それ故に所爲に對する責を問ひますと例へば五年の刑を以て所爲に對する責を充たすと云ふ場合、此中間に位する犯人に就ては尙進んで保安の刑を科さなければならぬ。此場合に保安刑を科する人間には十五年科さなければならぬと致しますと五年から十年の刑が其中間になる数字的に云ふと大體斯ういふのであります、それは強ち適當な例ではありませぬ。

今まで申し上げましたことを要約して申し上げますと性格の未熟な犯人に付ては懲治處分をする。性格の不成熟の犯人に就ては懲治と問責刑を科する。瞬間犯人に付ては問責刑を科する。即ち問責刑は法益と縁因を評價したものである。非道義性犯人には問責刑と保安刑を調和して科す。情態犯人に就ては保安刑を科す、斯の如く要約されるのであります。

それで今日までに於ける刑罰の意義から以上述べました五つのものを見ますと、情態犯に對しする保安處分と云ふものは未熟者に對する懲治の處置とおなでとあつて刑罰でなく單に保安處分で見れば人間が危険であるから拘置して置くことになる。刑罰であれば從來の刑罰の觀念から云ふと問責でなければならぬ、それ故に縦へ懲治の目的があり或は保安の目的の一部加つても兎に角問責といふことが加はらなければならぬ。で情態犯に科する保安處分は未熟者に科する懲治處分と性質を同じうするものであります。従つて其罪名に於きましても問責の意義は毫もない、從來の刑罰から行きますと必ず刑罰には問責の意義がなければならぬのである。それ故に第一と第二に述べました未熟者と情態犯に對するものは刑罰でなくして第二第三第四に述べたのが刑罰であることとなるので、保安刑は丁度懲治處分と同じことになるそれ故にこれを從來の刑罰の概念から申しますと、刑罰類似の處分になつて參ります。此刑罰類似の處分と云ふことは近時歐洲に於きましては立法例に明に採用するに至つたのであります殊に瑞西刑法草案の如き其規定を總則に於きまして澤山の簡條を以て綿密に規定しました。例へば酒精中毒者の如き危険の人間は幾年間だけ拘置すると云ふ如き種々の規定を致して居ります。

以上の如く緣因から犯罪を區別致しまして性格から犯人を區別することは總て心理學上に其基礎を置くのであります、此區別は十九世紀に於きまして心理學が著しく發達したる賜物であります。若し十九世紀に於て心理學がこれまで進歩しなかつたならば決してかゝる區別は學理的にすることは出

來なかつたのであります。併し此所に一言致したいのは今日に於きましても此心理學が發達を致しましたけれども喜怒哀樂を表示する所の吾人の感情に未だ一つの不明の點がありまして、どういふ作用を加ふれば我々は怒り或は悲しみ或は喜ぶといふやうに機械的にこれを調べることは出来ぬのであります。要するに今日の心理學は我々の經驗と學理上の基礎に基いて形作つて居りますので機械的に此人間を笑はずには此器械を使へば笑ひ出すと云ふまでには行つて居りませぬ、併ながら今日に於て兎に角學理上と實際の經驗から斯かる分類を爲すまでに心理學は發達して參つたのであります。さういふ譯でありましてまだ心理學から劃然と尺度を以て區分が出来ないのでありますから今日に於ては之を以て刑法を立てることは出来ませぬ。若し刑法の立法にこれを根據に致しますと、人間を根據に致しまして、如何なる人間は如何に處分すると規定することになります。各條に於て何々をなしたるものは何々に處すといふことは具體的人を見ない規定であります、若し或る人間にこれ丈の刑を科したり宜いと云ふことが、丁度微菌を顯微鏡で見ることが出来ると同じやうになつたならば人間を根據にして規定することになるのであります、今日は其程度に至りませぬ、故に矢張り所爲の方から見まして従來の立法例と同じことに規定して行かなければならぬのであります。唯だ併し前に述べました如く犯罪及犯人を區分することが出来た故に裁判官に於きまして或は犯罪を檢舉する警察官、検事若しくは裁判がありました後監獄に拘禁することに與る執行官が過去の事實に就て犯人を見、且つ犯罪事實を綜合して觀察致しますと以上述べました原則を略ぼ當て箝めることが出来るのであります。故に心理學上の區別は未だ立法上の技術的基礎にはならぬ。立法上の技術的基礎になれば先程申上げたやうに何々の人は如何に處分すると規定しなければならぬのであります、現今未だそれ迄に至らぬのであります。併ながら刑法規定の範圍内に於て此區別を應用して行くことは實際上我々が爲し得る所であるのであります。我新刑法に於きましても人を目的物と致して規定は致さぬのであ

ります。依然として犯罪を目的として何々を爲したるものは何年の刑に處す。何々は死刑或は無期懲役に處すといふ風に所爲を本として居ります。これが即ち客觀的關係であります。併し心理上の區別即ち緣因と性格は前述べましたやうに學理上及び經驗から兎も角區別が出来たのでありますから新刑法の立法者は矢張り此心理的原則を立法の原則に參酌したのであります。それで刑の撰擇を非常に自由に致しました。例へば死刑或は無期懲役若しくは何年の懲役に處すと規定し又刑の範圍を擴張しました、従來の刑法でありますと二月以上四年以下とか一等を加へて四分の一上すとか云ふのであります。今度の刑法では一月から十年といふ風に非常に幅を廣く致した。此幅を廣く致したのは心理上よりしての刑事政策の要求を充たむが爲に致したのであります、亦其制度の上に於て云ふと執行猶豫の如き規定は其一つであります。故に心理上の原則は客觀的原則と共に新刑法の基礎となつたものであります。我々は新刑法を應用致すには此心理的原則に従つて初めて此刑法の精神を發揮することが出来るのであります。若し此心理的區別を全く無に致したならば何年以上何年に處すと云ふ規定の何所を適用して良いか殆んど標準がない、其所で單に法益から觀ていくらの證書を偽造したから一日の刑をいくらに見積つていくらに處すと爲すが如きは當て箝らぬのであります。法益は勿論參照すべきであります、人を殺した場合に前の刑法でも一方犯意ある場合は死刑或は無期にし過失に出づれば罰金で濟む、其意思の状態、主觀的關係が司法上の取扱に區別があるのでありますから法益の價値からのみ決めることは出来ない。然らば何から見積れば宜いかと云ふと心理上の區別から見積る外ない、即ち此犯罪は人の爲にしたのか自己の爲にしたのか、此人間はどういふ人間か將來世に出して置いて良いか或は出して置いてはいかぬ、長く監獄に入れる必要があるかといふ風に見て初めて確然と何年と云ふことを云ふことが出来る。此原則から致しまして刑罰を科して此刑法の廣い

範圍を各個の場合に決めて之が慣例になれば不文律のやうなものになるのであります。で今日では心理上の區分は一種の不文律として刑法の明文と伴つて活動しなければならぬのであります。刑法では斯う云ふ場合は我々の自由を何所まで制限することが出来るかと云ふことを定め、我々の自由に立入る方の側を決めてそれ以上に進むことは出来ないことにしてある、併し此範圍に於てどうして宜いかは規定はないのであります、唯だ酌量減輕の規定はチヨントあります、さう云ふ状態のなかつた場合に付ては一つも規定がないのであります。然れども前申しました如く近頃の新立法に於ては縁因を参照し、犯罪以前の生活状態を参照し犯罪が甚だしく慘虐を極めた如き場合を總則に規定して如何にしなければならぬかと云ふことを規定致して居るのであります。要するに此心理上の原則は今日、於ては未だ不十分ではあります、併し兎も角も學理上説明することが出来るので此原則は不文律として刑法と共に活用することが出来るのであります。で私は諸君と共に以下の三ヶ條を刑事實務の上に行ひたいと思ふのであります。第一は幼年者に對しましては懲治處分、若くは問責懲治刑を科しこれを懲戒遷善致しまして而してこれを有爲の國民とする。幼者が犯罪をしたからとてそれで世を終らせると云ふことは甚だいかぬ。幼年の時代に於きましては世の經驗が一つもありませんので其經驗のない人間を世の中から除去することは甚だいかぬ事でありまして、國民の發展の上に害のあることで斯う云ふものは宜しく伸びるだけ伸ばして國民の仲間に入つて活動させて、それでいけなかつたら此世から除去することが決して遅くないのであります。故に能力の成熟するまでは我々はこれを遷善悔悟せしめ悪いことをしても懲戒する、或事件で二ヶ月三ヶ月の刑を科さぬで時に依つては五年六年拘禁しても良い、或は時に依つてはこれを答つ英國では今日答つ制度があつて裁判官が幾つ答つと云ふことを決めて實行して居ります。要するに彼等に對して苦痛を與へることは少しも差支ないのであります

が、彼等の發展を害することだけは何處までも避けなければならぬので、彼をして有爲の國民たらしむることが第一ヶ條であります。

第二は成年の犯人に對して問責保安の刑を科しまして之に依つて法の威嚴を示して、犯罪を行ふことはどうも不利益だと云ふことを悟らしめて、犯罪をすることはつまらぬといふて止めるやうにすることが必要であります。新刑法が實施されて舊刑法時代に犯罪を事として居つたものが、つまらぬから足を洗ふといふことは我々の耳にする所であり、要するに苦痛を加へて不利益を悟らしむる、又情態犯人で彼等の生活上犯罪をしなければ夜も日も明けないと云ふ人間は仕方がないから公安の爲に保安刑を科するが必要であります。斯の如くにして一面には社會一般を警戒して犯罪に陥らしめぬやうにすること、これが第二ヶ條であります。

第三は以上の趣旨に従ひまして、監獄に於きましては、各犯人を執行官の指揮書により或は司獄官により、區別致しまして各々其目的に従つた刑を執行して刑罰の實を擧げることが必要であると思ひます。つまり情態犯に對する刑は單に保安刑であります、故に或程度までは寛にし或は嚴にするやうに其宜しきを得なければならぬ。又情態犯でないものに付ては兎も角も刑罰は不利益であるといふことを悟らしめることが必要である、要するに人を區別して監獄に於て之に對する適當な刑を科して以て其目的を達し刑法の實を擧げることによつて思ふのであります。此希望を持ちまして茲に諸君の健康を祈つて講演を終ります。(完)

○典獄會議
に於ける注意事項を讀む

甲府監獄 櫻井革聲稿

第一 緒論

獄政改善の策を書して。司法機關の統一十全を謀り。犯罪の因を究めて。護法の大計を定むるは。抑も亦國家立法の原基として。苟くも志を經世の一途に馳する者の研精草思を望むは。今日に於て吾人の喋呶を要せざるべし。然り具眼の士に在ては。固より遼東の豕たらんのみ。之を要するに。法治の制度急進して。開明の光華は漸く茲に炳焉たらんとするの機運を醞釀しつつあるの際。國家各般の行政。即ち國民の物質、精神及び公共の救恤、安寧又は資財に關するまで勿論瑜瑕互に相出入すと雖も。成例典範粲然として備具せざるなきに拘らず。獄務行政の事たる。依然として尙は舊態を脱する能はざるは。獨り何ぞや。法令其者の罪乎。或は制度宜しきを誤まる乎。抑も亦運用其人を得ざる乎。然りと雖も二十年來。適用し來たりたる監獄則は根底より之を破壊し。從來採り來たりし監房の措置遇囚の方法等一々之を改廢して。人目を新たにするや實に多大なりとす。然るに今日の現狀は果して如何。請ふ試みに去て統計の示す所を一見せよ。之れが數字は比年獄囚增多の一方に傾きつつあるを證明して餘りあるべし。苟くも良法にして布かれ。善制にして行はるゝとすれば。改過移善の道は灼然として其光彩を現し。一度び監門を出づる者の復た不逞を敢てするが如き形跡は誠に稀觀の事實ならんと思惟せるにも拘らず。現況の反比例なるは洵に奇異の現象として。吾人豈多く之を論ずるに

忍びん哉。否な索究するの勇氣なきを如何にせん。然りと雖も國家に罪囚あるは人身に疾病あるに等しとすれば。救治の方法を竭盡して。然かく回春の歡びを遂ぐるは。生存上兩者固より軒輊する所なきなり。於此乎國を醫するの方技を待つに非ざれば。決して彼の大患を根癒するを得ざると一般。獄界亦有爲の材を羅致するに非ざれば。決して良效美果を收むる能はざるを識認して餘りあるなり。吾人は本年典獄會議の際。劈頭先づ配賦したる注意事項なるものを一再ならず。之を精讀せり。蓋し讀み來り繕き去て。所謂一様尋常の項目たるに過ぎず亦仔細に之を穿鑿して。些の新奇なる印象を留めずと雖も。之を總括して二十又六事項。熟閱翫味何れか重要な趣旨を有せざる。又孰れか當局が獄務に熱血を灌注するの深きを感佩せざる。吾人請ふ二三の項目に就き。其要領の一斑を指摘し。以て大方の批判を煩はす所あらんとす。

第二 分課組織の改廢

是れ注意事項第一に擧示せる所にして要は一部の監獄に於て第三課を廢して。之れが分掌事務を除ける兩課に分屬せしめたるは。其宜しきを得たるは勿論。作業事務を第二課に移せるは。戒護檢束と歩趨一致し。實際の利益あるを認めたりと云ふに在り。所說誠に瞭明にして。又實に簡勁なり。然れども吾人を以て之を見れば。牙籌の上に作業事務を統計表示するものと。刀帽儼然戒護檢束に従事するものと同一の人を以て之を兩全するを得ざるは。多年の經驗上何人か異議あらん。唯第二課の直屬とすれば。幾分か間隔を狭めて。囚徒と接觸の機會を頻繁ならしむるの點はあらん。故に檢束上時に或は機を失し。渠れ等囚人をして苟くも匪行を遂げしむるが如き事態の比較的減少すべき乎に在り。特に第三課なるものを設置し。作業事務を取扱はしめたるが爲めに第二課の戒護に緩漫の點多く。直屬せしめたるが故に利益の見べきものありとは。當局の所見頗る擔板を免かれざるが如きも。是れ蓋し單に廢課分屬の利益あるを示し。其概要を講明するに止まりしや明けし矣。

蓋し第三課の廢撤は。吾人亦之を賛す。願ふに一舉手一投足の微も嚴毅以て之に當り。方正以て之れに臨み渠等獄囚をして鑑戒式須臾も放念せしめざるを原則とせる獄吏中。第三課吏員の如き其名は看守長たり將た看守たりとするも。其一日の業務は名實全然相副はず。換言せば制服を着け劍帽を裝ひたる一種の門外漢のみ。故に囚名刑期等は簿冊の上に於て之を識るに止まり。甚しきに至ては入監時より釋放時に至るまで。受刑者其者の人物相貌の概略をさへ視聽に留めざるものあり。否な留めざるに非ず勢ひ然らざるを得ざるは。渠れ等と接觸の機少なきが爲めに外ならざるなり。今や假令一部の監獄たりとも。是れ等の事務者をして。第二課に屬せしめば假令事務者と戒護者との區別は。截然たるものあらんも。同一監督者の下に執務するを以て。主觀的に監獄化して畢竟門外漢たるの嗤笑を免かるゝの域に達せん乎。要するに統計製表其他各般の事務と。戒護檢束とを調和せしめて。之れが従事員を活動せしめば獄務改善の實は。之れを擧ぐることに誠に易々たるものあらん。

昔人既に法三章を約す。苟くも政明治通を得ば。豈繁文却て事を謬まるの愚を演ぜんや。况んや國家の財用に限りあり。三を合せて二となし。二を略して一となし。以て適材を選任せば何爲れぞ實績の見難きを憂へんや。一部の間に第三課廢罷の舉ある。誠に治獄上一進歩たるを失はずと謂はざるを得ず。當局者は末行に力を加へて云く。中略此旨趣に基き部下を獎勵し一層整理の實效を期するを要すと誠に然り矣。

第三 監獄衛生の狀態

注意事項第八は去る明治四十二年間の事務成績報告に徴し。衛生狀態の甚だ不良なる傾向あるを指摘し。監獄醫の人選。食料品及び調理の關係等に付き。簡明劃切なる戒告を下だせり。吾人は一般監獄に於ける醫師の選任其當を得たるや否やを知らず。又食料品の良否如何をも詳知せず。然れども大體に於て。今日の監獄に於ける衛生狀態は佳良なるものと想像せざるを得ず。吾人が嘗て經歷せる川

越分監に於ける二三の見聞よりするも。獄醫の熱心と施治の懇篤なる。毫も囚人に對するの傾きなく重患瀕死の者あるや。寒夜深更車を飛ばして病監に臨み。診案投藥切實を極め渠等をして其熱情に泣かしむるものありき。此他食料品及び獻立表の査閲の如きも。一々其時季と回數を調査し。苟くも押印して其責を塞ぐか如き。疎漏杜撰の舉なく。隨て監内外に對する衛生上の注意は最も嚴密を極めたり。故に同分監は數年前より新營工事の爲め盛夏極寒の差別なく。日曜祭日を問はず。非常の強役に服せしめたるも。之れが爲めに一人の疾病死亡をも見ざりしなり。只横濱其他より移送し來れる。幼年受刑者中多少の疥癬患者ありし而已。以て如何に其衛生上の留意深かりし乎。を察するに足らん。幼要するに之を以て他を律する能はざるは勿論なるも。概して開善進歩の跡あるは争ふべからざるの數ならん乎。

抑も治獄上醫治衛生の重要なるは。時に或は教誨感化の夫れよりも切なるものあり。身は寂寞の郷に在て孤孑人の慰むるものなく。一朝篤疾に罹り懊悶を想ふるも妻兒の侍するなく。煩熱連りに渴を叫ぶも。一碗の水猶は意の如くならざるの時に當り。醫員の診案能く其局處を察し。刻火壺氷遂に蘇息せしむるを得ば。這裡に籠れる感泣謝恩の情は。不知不識動機と爲て兇惡の性も驕然良化するに至るは人情の自然なるものあらん。依此觀之監獄醫たる者の任務は。單に疾患を診し調藥を指示するに止まらざるを察知するに難からざるなり。

願ふに監獄衛生の事たる。獄務行政上首要なるものゝ一部にして。本事項にして其目的を遂行するが如くんば。囚情は自から靜謐にして。隨て教導規誨の方策も順良に行はるゝを得ん乎。蓋し一部の監獄醫中には自家の患者にのみ意を注ぎ。囚徒に對する診療の如きは一片の形式的に。之れが日課を果すと云ふが如き人物なきをも保し難きを以て。當局者は豫じめ茲に誤措の生せざらんことを警醒したる其用意や頗る懇到綿密と稱すべし。

第四 假出獄の具申

刑事政策上行刑官の最も縝密の工夫を費すべき問題を假出獄の調査とす。然り而して此恩典にして果して改悔の實效を収め得るが如くれば。國家刑罰權の威力と其存立とは。兩々相映射して社會人心に及ぼす所の影響は誠に至大なる者あらん。身司獄の職に従事し罪囚の性行視察に一念を傾倒する者は須臾も放心して渠等が日常の舉措に留意を缺くが如き失態あるを容さんや。注意事項第十二は本件具申の際に於ける。記載事項に付き簡約なる要求を爲せり。

抑も刑の分量は。主として罪質の如何に依りて定まるべきものなるは勿論。罪質の如何は犯人の性格及び改善の能否を判断する上に於て最も重要な標準となるべきものなれば。假出獄の許否を決定するには必ずや。此點を審究せざるべからざるものと確信す。刑の量定は裁判官の專權に屬し行刑官は其言渡を動かすべからざることは固より言を埃たざる所なるも。行政官も亦裁判官と同じく國家の刑事政策を行ふ一機關なれば。必ずや各事件に付き犯罪の社會に及ぼしたる損害。犯罪の情狀。犯人の性格等を綜合し。一面當該犯人に對する刑の效力如何を研究すると共に。他の一面に於ては一般社會に對する刑の效用を考慮し。此犯人には果して如何なる程度の刑罰を科し。又如何なる程度まで必ず其執行を遂げざるべからざる乎を定め。以て刑の目的を達するに遺憾なきを期するは勿論なりとす。

要するに假出獄の許否を決するには。常に個人的及び社會的の兩方面より觀察し。個人的方面に於て改悛の情ある場合と雖も。犯人の加へたる害惡の程度深重にして。社會の秩序を紊ること甚しき者に對しては。其程度に應じ相當の執行を爲すべく。殊に裁判官の言渡したる刑の分量輕きに失すと認むる場合に於ては單に法定期間の經過したる一事を以て直ちに假出獄を許すべきものに非ず。是れ實に純理の命ずる所にして。又正義の要求たるに疑ひなかるべし。社會の法律思想を満足せしめんと欲せば。三たび思を此に致すの必要あると同時に。吾人は司法當局が反覆して多數の司獄者に方策を憚

さらざらしめんと努むるの盛意を多とし。聊か蛇足を添ふるものなり。

第五 結論

前來摘抄し來りたる項目の外。指紋原紙に對する事項より延ひて指紋法の效果を云々せるが如き。或は作業製作及び歳入徴收に關する各項の警告は。吾人をして一々首肯するに躊躇せざらしむるものあると同時に。獄務改善を要するの轉た切迫せるを感ずるものあり。蓋し戒護事務と筆算事務とに論なく。逐年日進月歩の跡あるは時勢の趨向上自然の結果として之を認識するに足るものあるは固より疑ひを容れずと雖も。彼れをして遷善改過の眞髓を會得せしめ。此れをして歸納演繹的に實務を處理せしめんと欲せば。現在の如き遅々たる歩調にては所謂百年河清を待つと一般。徒らに監督眼の忙殺さるゝのみにして。實績の觀るべきものなきに終るは。首として人材否な適材を得ざるに緣由するをを辨識せざるべからず。否な適材を得ざるに非ず。之を用ふるを望まざる乎。將た此に集まるを好まざる乎。獄務行政上毎事故活を缺き動もすれば。濫雜不統理に陥るが如き遺憾多きより推せば。二者必ずや其一に居らん。

吾人は司法當局者が銳意熱中して。刑事政策の改善革新を企圖するに是れ目も足らざるが如き實況あるを深く喜んで措かざるものなり。然れども金科玉條を續發連布して。國家の安寧を保護し。社會の秩序を維持せんと踴躍するも。運用其人を待たざれば殆んど徒法死文ならん而已。何爲れぞ赫耀たる實績の擧がるを望まん。否な却て逆用倒使竟に收捨の道なきに至るを憂へざるべからず。

然れども獄務の施設上。近來の方針は着々鼎新の實を收むるに至れるものあるが如し。例せば吏員を連りに歐米に派し。斯界に於ける制度典例の調査考究に汲々たるが如き。或ひは司獄官を汰して。漸く新人物を活躍せしむるが如き。獄界の氣運も又循環の宜しきに向ふものと稱すべき歟。嗚呼新刑法施行の結果は罪囚歳月に増多し。全國到る處の囹圄は茲に狹隘を愬へ。收容の道なきに苦しむると同

時に之れが爲め不生産的なる財用を糜すること更らに幾許ぞや。思ふて此に至れば。苟くも經世に志を懐く者の一日も安然として匡救の術を講ぜずして可ならんや。況んや法官司獄官等直接懲戒の任に膺る者に於けるをや。盡し抽象的なる。具體的なるとを問はず。須らく罪惡の防止退絶に努力すべし。注意事項を一讀して。感懷殊に深きものあり。敢て私議すと言はず單に蕪辭を列らねて不律を驅ると云爾。

○法學研究の弊害に就て

名古屋 平 民 主 人

魚類が水中を離れて棲息するを得ざるが如く法治國の民衆が法律の呼吸を脱して生活する能はざるは甚だ見易きの理にして何人も首肯する所なり、されば文教の隆盛を極めたるが中にも政治法律の學問が發達進歩の顯著なりしは自然の勢ひなりと謂ふべし。

吾人はかゝる盛況を呈して大に文化の啓發を助長したるを喜ぶと同時に心、竊かに懺焉たらざる節あり蓋し世人動もすれば法律學を目して單に裁判官辯護士等が事的是非曲直を判斷するの技術に過ぎざるものと看做し未だ曾て自己の心術を修め一家の平和を保ち社會の秩序を維くの要具なりとし之を敬虔するの信念に乏しきこと是なり、法學の目的が事物の是非曲直を裁斷するの技術たるべきは當然にして吾人亦其必要の爲め之を研究するの位置に在るものなり、而かも是れ法學の外形に矚目して其の神髓を洞見せざるの過ちたるを免れず若し一たび此の過ちに陥らんかたゞ形骸に泥みて其の神髓目的を解する能はず究竟權利義務の適用論を振り翳して平地に波を起すの危道に陥らむ、世間往々法學者を目して理屈屋と嘲けり或は沒常識の徒と呼ぶもの固と世俗の惡評取るに足らずとするも抑々亦法學の徒偏へに權利義務の適用解釋に急にして能く其の神髓目的を穿たざるの謬見に基ひすと云ふも辯

解の辭なかるべし、徳積博士(八束)曩に民法の出るや一文を法學新報紙上に寄せ題して「民法出て、忠孝亡ぶ」と云ふ論題既に奇なり而かも博士たるもの何ぞ民法を目して國家の基礎を危ふするものと謂はむや、其の意蓋し世人の民法を見る、只だ適用解釋を急にして法の目的を誤らむとするの徒輩出て遂に帝國の精華たる忠孝の大義を誤るに至らむとするの婆心に出たるのみ、且つ博士は法の目的を解して「法とは社會の禮法なり、禮法なるが故に之を敬虔するの念を堅ふせざるべからず」と言へり而して吾人は社會の禮法とは乃ち秩序を整齊ならしめ各々其分を守るの關係を謂ふの意なりと解したり法學の目的は萬古に涉りて渝ることなし而かも一たび博士の口を藉りて之を言はしめざるを得ざる所以のもの蓋し未だ法の眞目的を解するの徒甚だ少なく其の形式に泥みて世の惡評を招きつゝある輩の寧ろ多きが故ならん乎。

世人又以爲く法學の研究は恰も蠟を嚼むが如く乾燥無味にして更に興味あることなしと是れ亦形式に泥んで其の目的を究めざるの徒なり、古人曰未だ其の堂に造らす其の齋を嗜はざる者は輒もすれば外物に膠し易く遂に其の業を移すと、夫れ堂に造らす齋を嗜はずして他に業を移す尙ほ可なり、何となれば其の利を得ざるも未だ其の害を貽さざればなり、然るに其の堂に造らす其の齋を嗜はざるの徒にして尙ほ且つ其の業を移さず依然其の素地を固守せんか其の言ふ所は自己に便にして世辭に巧みなるも社會の秩序と相容れず其の行ふ所は自己の利にして形容頗る壯麗なるも社會の禮節と相副はず其の極害惡を遺して後世を誤り天下の嗤笑を招くの外毫も益する所なし、法學者にして其の目的を解せず徒らに自己の利便を計るに急にして世益に副はざる此の如しとせば世俗が嘲罵を逞ふするもの豈所由なしとせむや、

法學の目的が社會の秩序を維持するにあるべきは何人も能く之を謂ふ、而かも之を形式に見て犯罪を懲戒し義務不履行者の責任を糾すを以て能事畢れりとなす、若し此の如きを以て法の實質目的を見

んか犯罪を懲戒し不履行者を責むるは社會の秩序を回復する法の効果にして秩序の維持を以て目的とする法の神髓にあらざるなり、換言すれば法の眞目的は積極的なり曰はずや刑は刑なきに如かずとの古語、滔々たる世の風潮が智巧に趁き虚榮に流れ利に走り義に遠かるは其の因種々あるべしとは云へ

研學の徒只管形式に陥りたるの弊蓋し亦一因たらずむばならず、
 今や法學の隆盛は其絶頂に達し二個の帝國大學を始め私立専門大學の數亦尠なしとせず、而して世人は此等の大學が如何なる方針を以て教育しつゝあるやを知らざるものに似たり吾人は今之を言ふを欲せず、唯茲に聊か言はむと欲する所のものあり、乃ち右等法律學校より發行する講義録若くは其他の著書に就き獨學自修する法學生是なり、彼等は何を目的として研究しつゝあるや、惟ふに各種の試問に登第して其の資格を得以て一代の名利を銜はむとする僥倖心に驅られたるが爲のみ吾人敢て之を不可なりと言はず寧ろ其の心事を壯なりとして大に之を勸奨せむとするものなり、蓋し彼等の多くは不幸にして一定の學校に入り秩序的に修學するの便を得ざるのみならず競争進化の大勢は且に青雲の志を抱くもたゞ衣食の資に奔走せざるべからざるの餘義なき事情に迫り遂に争ふて身を官途に委ね姑く其の急を濟さんとするもの比々皆之なり、然るに官途の歩行は蜀道の險を踏むより難くして容易に進むを得ず殊に試験の關門は嚴に之を節制して徐るに玉石を甄別するの鍵を握れり、彼等の進退、に至りて惑はさむとするも得べしや、或は俛首搖尾裏門を潜り姑く其の憐みを請ふものありと雖も是素有爲の士の取るべき方向にあらず、茲に於てか年少氣鋭苟も敢爲遠慮の輩は關門を通過すべきの計圖をなさざるべからず此の計圖は乃ち試験にして此の試験は聽て法學の研究たらしざるべからず、而して現時此の試験に應じ關門の通過を計らむとするの徒全國に瀰蔓し試験舉行ある毎に其の數幾百を以て算するに至れり、而かも登第の目的を達するもの幾許かある、吾人は之を見る毎に轉々慨嘆せずむばらざるなり、蓋し其の登第者たると否とを問はず其の一般の狀況に就き之を見るに眞に關門

通過の計圖を爲すもの甚だ稀なり、多くは一時的の俄か勉強にして啞喊的に關門に闖入せむと意氣ま

くのみ、夫れ此の如くにして進まんとす歩行の難澁なる知るべきのみ、是亦法學を形式に學ばんとするの徒にして吾人甚だ之を惜む。
 一定の學校に入り秩序的に法學を修めむとする輩は姑く之を措くも所謂獨習生の研究方法に就ては吾人は法の觀念目的を知得するを以て最も緊要なりと信ず、而して其の觀念目的を知得するは法學を普通學として研究するを要す、法學が一の専門學なると同時に國民の普通學たらしむべきは吾人の私言にあらざる今日の大勢上國家の立場より之を普通學たらしめざるべからざるは先輩の提唱する所に係り現に中學に法制經濟の一科を置きたるを見ても明かなり、夫れ裁判官、辯護士等の如く精緻幽微裁斷流るゝが如き法の適用を司るものは格別一般人又は通常行政官に在ては敢て其の必要を見ず、寧ろ普通的に其の觀念大義を了解して之を敬虔するの信念を發揮するを以て有益なること、信ず、若し官務に従事するの徒にして法の觀念目的を了解すること能はざらんか、一案を具し一事を裁するに當り敏活機宜の措置を失し遂に國家の政務を曠廢し民衆の福利を毀損すること恰も、生理解剖の學理を究めざるの庸醫氣象天文の理術を知らざるの船長に貴重の生命を託すると一般其の危險毫も軒輊あるを知らざるなり、某博士曾て法學の形式に流れて官務の舉らざるを見るや曰「何が權利であるかの問題に答ふるもの多くして何故に權利であるかの間に答ふるもの少なし法の形式論に拘泥して實質目的の觀念に乏しきは官務の舉らざる一因なり」と絶叫せり吾人至言として常に之を思ふ。

之を要するに現下法學の研究ます、盛なるは自然の勢にして國家の慶事なりと雖も動もすれば形式に流れて其の目的を誤らんとするの弊亦少しとせず特に獨習法學生の其の研究方法を誤り急躁浮泛遽かに一身の名利を博せむと焦慮するの極、反て其の目的を達せざると同時に法學家の惡評を傳播するの媒介者たらむとするに至ては眞に痛嘆の極みなりと謂はざるべからず、吾人は青年有爲の士が一たび思ひをこゝに凝らし徐かに法學を實質的に研究し以て其の本能を發揮せむことを望む。

救護事業

○免囚保護に就き特志の教育家

事實は明治四十二年十二月三十一日の朝のことである余は監内を巡視すべく出陣せしに未知、未見の群馬縣碓氷郡島淵西洲尋常小學校長山崎熊次氏の名を以て、特に書留郵便として余に寄せられたる郵書の原文は實に左記の通りにして、氏は別に書き添へて曰く「此手紙は當時在監者某の家族が目下の生活状態を有の儘書き綴つたのであるから、乍御手数四十三年の元日朝に於て某に讀み聞かして貰たい云々」と云ふことであつた。讀みもて行くに氏は現に學校長の職にあり多忙なるにも拘はらず出獄人に同情せられ且入監者の家族の保護に付眞摯なる愛情を加へらるゝ氏の篤志と云ひ、殊に亦當該本人の感化上に最も有益であると認められたるに本人は山崎氏の厚意を深く謝し感涙嗚咽暫くは禁じ得なかつたのである。氏の如きは實に教育家として、殊に免囚保護事業に满腔の熱誠と同情に富める紳士の典型として、我輩は氏を推奨すると共に茲に敬意を表することを怠らぬのである。世の當事者の參考ともならば幸甚(上田生)

ワシは川浦學校の校長で今年の五月から就職して

居る、今度知事さんの思召で出獄人の世話をする
ことになつて御前の知つてる甲、乙、丙などはみな
ワシが世話して居る、お前も出獄後はワシの保護
を受けねばならぬ、今の内からワシの居ることを
知つて居て貰ひたい、これからワシの話をすること
はお前の内の内證事で人前では話せぬが、話すの
はワシ、聞くはお前、讀んで下さる人は典獄さん
三人きりのことだから聊も包みかくさず話をする
決して黒やみの耻を明るい處へ持ち出すと悪合點
してはいかぬ、お前の事は前々から聞いて居たから
いづれ出獄後は十分に世話してやらうと思つて居
た、しかしお前の家族がどのやうの生活をして居
るか詳しい事は知らなかつた、處が丁といふ子が
折々學校を休む、後には續いて休む、しまひには來
なくなる、譯を聞と貧乏のためだ、何處の子かと
思ふとお前の子だ、嗚呼可愛想なものだと思つた
、其後丁がワシの處へ來て十二月から婆さんを茶
番に使つてくれと頼んだ、婆さんは至極正直で子
煩惱で去年も茶番に出たといふことを聞いて居た
から早速承知をしておいた、愈十二月一日になつ

救護事業

て婆さんが來た、寒いのに足袋もはいて居ない、
氣の毒だと思つて古物をくれてやる、辨當の菜が
ないといふから漬物をやる、晝飯の用意が出來な
い晩飯の支度に困る三錢かせ五錢かせと殆んど毎
日のやうにむしんだ、いくら好意を持つて居ても
仕舞にはうるさくなる「人が目をかけてやると思
つてつけ上る一つ實際を見届けてやらう」かう思
つて居たが學校の仕事がいろいろしいので其の暇が
ない其うちに休みになつた丁度昨日の十時頃婆さ
んに用があるので見届けたら、出掛けて行つて
見ると驚いた、かみさんも子供も婆さんも、いろ
りのまはりにかんで居る、鍵竹には鍋が掛つて
居るが煮て居るものは並の食ものでない、布團が
三枚膳椀が二三人前古茶筆筒が一つ其の外には壁
とたゝみがあるばかりだ、かみさんに色々たづね
ても、二ことめには涙の聲ではつきりわからぬ、
婆さんは耳が遠い、大きな聲で聞くのも氣の毒だ
からホコリを拂つてロバタにすわり氣を落付かせて
聞いて見ると、「内の人はそんなに悪い人ではあ
りませんが博奕(バクチ)がすきなばかりに私共

にこんな苦勞をさせて知らぬ先生にまで御迷惑を
かけます何をいふにも子供が四人でおまけに乳の
み子まであるのですから思ふ様には働けません人
様のおなさけで今日迄は暮して來ましたが一月か
らはどうしようかと心配して居ます、炭俵あみや
襦袢とちではどんなに働いても一日十四五錢にし
かなりません、それも毎日出來ればよう御座いま
すがからだの工合のわるいときや萱刈りにでも行
つたときはもうこまります、御覽の乳呑子はわた
しのたべものが足りないの乳が出ず二つになつ
てもいまだにはふことが出來ません、外の子供も
衣物と食ものが足りないので内にばかりかんでお
ます、かういふ風ですから御年貢も何も納めるこ
とが出來ず此間役場に呼ばれて郡役所の御役人様
からなせ納めぬかときかれましたが、あんまり悲
しいので物が云へずつひ／＼泣き出しますと收入
役の方から色々に話して下すつて御役人様に勸辨
していたゞきました、此の暮もどうしようかと心
配して居ましたが先生から御婆さんの給金をもら
ひ弟も先達來て少し置いて行つてくれたから子供

に餅の一日や肴の一切れ位はたべさせられます、
 たゞ正月すぎが心配でなりません」かうだワシは
 他人でもこの有様とこの話には泣かずには居られ
 ぬ肉親の親たり夫たるお前には何んと見える何ん
 と聞える、又この苦しみこの難儀はたれがさせる
 よく／＼考へて見ろ、お前の親や妻子はこの艱難
 辛苦の中にありながら聊も悪い心を出さぬぞ、た
 べものがなければ食はずに居る、借りた金は返さ
 うとする、其の心の清いこと美しいことお前のや
 くぎなのとくらべていよく／＼感心する外はない、
 ワシはあんまり氣の毒なので最早居たゞまらなく
 なりろくろく挨拶もせずには歸つたが其の晩ちつと
 も眠られぬ「嗚呼氣の毒なものだ罪のある人間か
 たゞしはなまげもので苦勞し貧乏するのなら自業
 自得で仕方がないが、正直正統な人間が一生懸命
 になつて食へぬといふのは世の中の罪だどうかし
 て救つてやりたい、併自分も貧乏人の子供に生れ
 て小さい時から懸命に働いたがまだにろく／＼
 貯蓄も出来ず家族十人を一人で養つて居るのだか
 ら到底自分一人の手ではいかぬ、して見ると人様

合計十人で金額が二圓七十錢(場合によりては三
 圓にでも四圓にでも出来る)しかも一度ではない
 ぞお前が歸つてくるまで凡十ヶ月間毎月たゞくれ
 るのだ、ワシも清五郎さんも留守の人のところへ
 は三度もたづねて行き夜の十一時迄かゝつて草臥
 れきつたが心持のいいこと一通りでない、こんな
 工合のいい寄附はないといつて喜こんだ、それで
 この金は尊いかねだから毎月ワシがいたゞいて預
 つておき入用なときを見てくれてやる、もうこれ
 からは大丈夫だ内のことにはちつとも心配はいら
 ぬ今夜かへりがけにお前の内に寄つて委細の様子
 をはなして聞かせたら家内のものゝ喜ぶことかぎ
 りがない手を合せて拜むばかりだ昨日は始めてあ
 んな氣の毒な悲しい思ひをしたが今日は又始めてこ
 んな味のある楽しい思ひをした、お前もどんなに
 かうれしからう、其れにつけても此の金は並み
 大抵の金でないことを忘れてはならぬ、大盡でも
 春さんでも藤牧さん(現在の大家)でも與六さん
 でもみんなお前に貸しのある人だ其の人々の恵み
 金だ若しお前が出獄後仕事をなまけたり悪いこと

の力をかりるより外に仕方がないしかしこの不景
 氣なしかも年の暮に寄附などに歩いても應じてく
 れてはあまるまい困つたものだどうした、らよから
 う」こんな考へが一晩中頭の中に行き來をしてと
 う／＼夜を明かしてしまつた、今朝になつて考へ
 て見ても別段うまい工夫もない「ヨシ物は試した
 出来るか出来ないかやつて見よう」かう思つたか
 ら早速區長の清五郎さんを訪ねて相談すると「ソ
 レはいゝところに氣が付いてくれたこれからすぐ
 出掛けませう」かういふので直様區内の重立ちを
 廻はり始めた某喜べ結果は上々だどこへ行つても
 いやと云ふものなく「誠に御世話様です」と先方
 から禮を云ひ大盡でも丸屋でも春さんでも藤牧さ
 んでも與六さんでも儀三郎さん捨さん留さんでも
 悉く二つ返事で義捐してくれた一寸金額と人名と
 をいふてみると

- 金五十錢 中島道治郎君 金三十錢 原田清五郎君
- 金三十錢 原田 寛一君 金三十錢 中島春三郎君
- 金三十錢 藤牧藤二郎君 金二十錢 宮下 與六君
- 金二十錢 中島儀三郎君 金二十錢 原田捨五郎君
- 金十錢 原田 留吉君 金三十錢 白 分

をする様なら今度はワシが先立ちになつて川浦か
 ら追ひ拂つてしまふ其の積で今から覺悟して居ら
 ねばならぬ、初にいふた四人の出獄者はみんな人
 に驚かれる程一生懸命に稼いで居る其の中でも甲
 は一番月日がたち六月から十一月迄に十圓以上借
 金なしをしたゝめ今日村長さんから褒美を貰つた、
 お前も典獄さんの言付を守つて蔭日向なく働
 き神妙に獄則を守つて一日も早く出獄の恩典に與
 れ、ワシも諸肌をぬいで御前を救つてやらうとま
 ち構へてゐる、元日にこの吉報を御前に得させたい
 と思つて夜の十二時から書き始めたつた今書き
 終つた。(三十日午前五時十五分完)

○全國感化救濟事業大會概況

全國感化救濟事業大會は五月廿一日より三日間名
 古屋市縣會議事堂に開會せり主催は愛知縣下所在
 十八個慈善團體にして就中其重なるは愛知育兒院
 愛知學園豊橋育兒院等なり同會に出席する爲め
 集合したる全國慈善團體は百五十七にして出席人
 員は三百五十人に達したるが開會より閉會までの

順序は

第一日 (五月廿一日) 午前開會式を擧げ司會は愛知學園、開會の辭愛知育兒院、教育勅語戊申詔書奉讀中央慈善協會、之より内務大臣知事佛教同志會西本願寺基督敎監督中央慈善協會等の祝辭あり次で大會會議を開き先づ議長を選擧したるに中央慈善協會當選することとなり又各部門を分ち各部に議長を置くこととなれり

第一部 感化事業 議長

大阪修徳館 田中淳造

第二部 救兒事業 同

廣島育兒院 満田了誓

第三部 防貧救貧 同

東京無料宿泊所 桑門典(缺席代)

第四部 訓育貧兒教育

岐阜訓育院 森卷耳

右にて部署定まりたれば午後一時より大會々議あり又第一部第二部會議を開けり同日の講演者は午前、南條文雄博士午後七時より生江孝之氏にして其他種々實驗談ありたり

第二日 (五月廿二日) 午前は第二部會議及實驗談あり、午後一時より公開講演會あり其題目並講演者は左の如し

慈善事業に對する時代趨勢 生江孝之氏

精神界の文明 赤松連城氏

歐米各國に於ける慈善事業 田中太郎氏

特志者の慈善事業 留岡幸助氏

右終て濹澤中央慈善協會會長登壇あり時代の進運に伴なひ來たる社會の缺陷を補ふため救濟事業の發展を要する所以を續々演ぜられたり。聴衆は千三百を容る、議事堂の階上階下立錫の餘地なく、來會者は出席會員の外名古屋の紳士紳商官吏あり婦人には佛教婦人會員あり多くの僧尼あり、なかなかの盛會なりき、午後七時より田中氏の講演あり各出席會員の實驗談ありて之れ亦非常に盛會なり

第三日 (五月二十三日) 午前は第三部第四部會議あり終て留岡氏最終の講座に著き最も趣味多き有益なる一史談を紹介して講演を結ばれたるは出席者をして強き獎勵を與へ感化事業の眞髓を印象し

團體ノ事業別 第一回出席數 第二回出席數 増

救貧施設	五	二四	一九
救兒	二一	四一	二〇
養老	一	五	四
感化	二	三八	三六
保護	六	一一	五
訓育	二	一八	一六
子守教育	一	五	五
共濟組合	一	三	三
貧民教育	一	三	二
婦人會	一	九	九
計	三八	一五七	一一九

○長野縣の免囚保護事業

長野縣には曩に信濃福田會なるものありて出獄人保護事業を經營せしが著しき成績を擧ぐるに至らずして去四十一年末解散するに至り失敗の歴史を遺せるより其關係者たりし一部の僧侶及二三の有志は之を慨き昨年七月信濃福音園なるも

且つ地方官を始め名古屋人士の太だ歡喜したることとなりし。其は織田信長の臣平手監物政秀は今の所謂教育主任なり、信長少年時代の不良行動を忠諫し反省を促かし竟に諫死したる人なり功成りて信長其意を諒し恩に報ひて其墓に一寺を建立し政秀寺と名く政秀寺は當市中區に在り監物の古墳現存することを教示し死も亦厭はざるの至誠を移して明賢信長を造りし感化方の眞體無二の好模範たるを説きて古墳參拜を勸めたるなり。午後一時より各員の實驗談あり終て閉會式を擧ぐ、閉會の辭は名古屋養老院之に當り大阪慈善會は出席者を代表して一場の挨拶を爲し大會議長の發聲に和し陛下の萬歳を三唱し拍手の間に大會は終了せり當日中央慈善協會よりは濹澤榮一、原胤昭、田中太郎氏の出席あり内務省よりは留岡幸助生江孝之其他二三の出席者ありたり因に明治三十六年五月大阪に開會したる全國慈善大會は之を第一回とし今回を第二回大會と稱することを議決したる由にて前夜出席人員等は左の如しと云

を組織し長野市の接續地たる上水内郡安茂里村に之を置くに至り現に經續しつゝあるも其規模微々として振はざるを以て自井典獄は之が發展を期せんと屢々當業者に注意し警告したるに客月二十九日同志は相集りて協議し典獄亦之に臨みて經營上に關する意見を陳べたるに園主は勿論關係の僧侶、教誨師等は極力事業の爲めに盡さんことを誓ふに至りたる由にて同園主は一昨年當協會に開設したる免囚保護事業講習會に入りて研究したる小林仙苗氏にして安茂里村の一寺院住職なり保護場としては自院の附近に一戸を借入れ一人の有妻被護者をして留守居兼行商を營ましむ、保護の方法は備主の許に通勤若くは寢食せしめ止むを得ざる者は一時保護場に起臥せしむること、せり尙典獄は顧問として之を扶け設立者たる僧侶の内三名は毎月十五圓を出資し監獄職員亦幾分の費用を補助すること、せりと云ふ左に同園の創立趣意書並規則、最近の成績表を掲ぐ又自井典獄は免囚保護の精神を鼓吹せんが爲め赴任匆匆なるに拘らず長野縣知事内務部長警察部長等に交渉し相當の訓令を

發せられんことを請ひ客月郡市長會議の際には其席上に臨みて出獄人保護の希望を述べ且訓令に關する私案を提供して參考に供する等若々實行方法に就て協議したるに地方當局者も頗る其趣旨に賛同し確實行上種々の困難あるべきを豫想し充分に熟慮しつゝあり早晚發表せらるべしと

信濃福壽園創立趣意書

罪は社會の病根なり若し夫れ病根を驅除するに非んば何に由てか社會の安全を保持せんや現時全國在監の囚徒は七万余に達し其の最も多くは累犯者にして而も甚だしきは數十犯の者あり而して此等在監者が放免後一年を出ずして再び獄に入る者十の七八に至る豈惡みても猶餘りあらずや然り雖も獄に其源を尋ること能はざりしものにして加ふるに亡に資産なく外に親近なく刑滿して獄を出つるも住むに家なく食ふに糧なく職を求めんとするも社會は彼等を忌避して使用するを欲せず進退愛に容れ再び犯罪を餘儀なくするに至る再犯の原因概れ然らざるはなし若し夫れ彼等を保護救養し職を授け産をなし身を立つるに至らしめば益する所蓋し個人に止らざるへし所謂免囚を保護するは個人を保護するに非ずして即ち社會を保護する所以なり而して免囚保護の事一日も忽にすべからず故に今や全國に保護會の設立せらるもの約六十あり不幸にして本院には未だ其完きもの有るを見ず爰に同志相謀り本園を組織し以て此事業の成功を期

す庶幾くは仁人義士人道の爲め國家の爲め此事業を後援せられんことを
明治四十三年五月

信濃福壽園
主 信 濃 福 壽 園
者

信濃福壽園規則

- 第一條 本園ハ信濃福壽園ト稱シ本部ヲ長野監獄所在地ニ支部ヲ各分監所在地ニ置ク
- 第二條 本園ハ主トシテ長野監獄本分監出獄人ニシテ保護ノ必要アリト認メタル者ヲ保護シ自營ノ道ヲ開キ其民ニ復皈セシムルヲ以テ目的トス
- 第三條 本園ノ事業梗概左ノ如シ
 - 一 出獄後居住ノ家ナク又頼ルヘキ所ナキモノチ一時寄寓セシメテ其方向ヲ定メシメ又ハ之ヲ保護シ引受クルコト
 - 一 出獄ニ際シ時衣又ハ歸郷旅費ナキモノニ對シ救助スルコト
 - 一 被保護人ニ對シ職業ノ紹介ヲ爲スコト
 - 一 引受保護ノ期間ハ三年以内トス但保護主任者ノ意見ニ依リ本期間ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第五條 本園ノ會員ヲ分チテ左ノ五種トス
 - 一 名譽會員
 - 一 評議員會
 - 一 特別會員

三 維持會員

本園ニ對シ功勞アル者又ハ金百圓以上ヲ出資スルモノ
 維持會員
 毎年金拾圓ヅ、五年間又ハ一時金參拾圓以上ヲ出資スルモノ

四 通常會員

通常會員
 毎年金參圓ヅ、五年間又ハ一時金拾圓以上ヲ出資スルモノ

五 贊助會員

贊助會員
 一時金壹圓以上ヲ出資スルモノ
 第六條 會員ニハ種別ニ從ヒ其章ヲ頒ツ

第七條 本園ハ會員名簿ヲ作成シ住所氏名及出資金額ヲ登錄シ以テ永遠ニ保存ス

第八條 會員外ニシテ本園ノ趣旨ヲ贊助シ金品ノ寄贈ヲ爲ス者アルトキハ之ヲ會員ニ報告ス

第九條 本園ニ評議員若干名ヲ置キ理事會ニ於テ特別會員及維持會員ノ内ヨリ之ヲ推薦ス

第十條 毎年六月定期評議員會ヲ開催シ本園ノ重要事項ヲ協議評決ス但理事長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得

第十一條 本園ニ顧問一名ヲ置キ長野監獄典獄ヲ推薦ス

第十二條 本院ニ左ノ役員ヲ置ク

- 理事長 一名
- 評議員 十名
- 理事 一名
- 保護主任 一名
- 理事 一名
- 評議員 十名

事務員

若干名

理事長ハ理事ノ互擲トシ滿一ヶ年ヲ以テ任期トス
保護主任ハ獄身的斯業ニ従事スル者ヲ理事中ヨリ撰定ス
理事ハ左ノ二種トス

一 本園創立者

二 長野監獄課所長ニ囑托ス

課所長外ノ理事ニ欠員ヲ生シタルトキハ理事會ニ於テ之ヲ
選定ス事務員ハ理事長之ヲ撰定ス但保護助員ハ保護主任之
ヲ定ム

第十三條 本園々務ヲ分掌スルコト左ノ如シ

一 理事長ハ園務ヲ總理ス

二 保護主任ハ本園保護事業ヲ主管ス

三 理事ハ本園ノ庶務會計ヲ擔任ス但會計主任ハ當分ノ園
囑托理事ノ内野監獄第一課長擔任ス

四 事務員ハ理事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第十四條 支部ニハ支部委員若干名ヲ置キ内一名ヲ保護主任ト
ス

支部委員ハ理事會ニ於テ選任ス

支部ニ於テ事務員ヲ置ク必要アルトキハ本部ノ承認ヲ經ル
ヲ要ス

第十五條 園ノ發展ヲ圖ル爲各都市ニ於ケル會員中若干名ヲ
地方委員ニ囑托ス

第十六條 保護及會計ニ關スル細則ハ理事會ノ決議ヲ以テ別ニ
之ヲ定ム

第十七條 本園ノ保護成績及收支決算ハ便宜ノ方法ニ依リ毎年
一回之ヲ會員ニ報告ス

以 上

顧問 (長野典獄)

白井 勇松

理事

宮本 隆範

同

半田 義海

同

(長野監獄事務所長)

小笠原 虎雄

同

(長野監獄事務所長)

齋井 宗成

同

(同 第一課長)

同

村澤 公炳

同

(同 第二課長)

同

山野 井信盛

同

同

同

山野 井信盛

同

同

同

齋井 宗成

同

同

同

山野 井信盛

同

同

同

金澤 公炳

同

同

同

塚田 隆榮

同

同

同

長原 智輝

同

同

同

藤本 慶太郎

自明治四十二年七月 信濃編修園保護成績表
至同 四十三年五月

收容者ノ種別	計	退園者	現在園者
男九名	十名	二名	五名
女一名	一名	一名	一名
計	十一名	三名	八名

在園者ノ種別	計	在園者	業	合計
男四名	五名	一名	一名	二名
女一名	一名	一名	一名	二名
計	六名	二名	二名	四名

備考 前表ノ外出獄ニ際シ旅費及時衣ヲ救與シタルモノハ
名

雑 録

送 詞

尋知 石 井 光 美

客月十九日府下及附近監獄職員相圖て眞木氏ノ爲めに本會講
堂に送別ノ宴を催したる事は前號に報道せしが水戸監獄典獄
石井氏は用務の爲め宴會に列するを得ず頗る遺憾なりとて左
の送詞を寄せられたり乃ち眞木氏の許諾を得て茲に掲ぐ
我が敬愛する所の先輩眞木喬君今回歐米派遣並

に米國華盛頓府に開催せらるべき萬國監獄會議
に參列仰付られ將に本月二十六日を以て洋航の
途に上らんとす知友皆之を榮とし祖道ノ宴を張
り其行を壯にし君が重大の任務を終へて無事歸
朝せられんことを祝福せり辱知光美獨り君が有
事歸朝の日を俟たんと欲する言聊か諧謔に涉る
も請ふ之を盡さしめ抑萬國監獄會議なるもの
其名稱既に彼我の智識を交換論議して斯道の進
歩發展に資せんとするの機關たるを知るに難か
らず果して然らば君が多年の經驗と蘊蓄せる智
識に依り我が新刑法の效果と新監獄法の實蹟と
を提示發表して他石玉を磨くの料に供し或は先
進國の制度文物を咀嚼して其の甘酸を舐味し双
手多大の土産を齎して歸朝せんとせば此の行決
して無事なる可からず須らく邁進奮闘するを期
せざる可らず曩日我儕輩の集りて君が爲め開き
し上野精養軒の送別會席上に於て君に送辭を呈
せしとき君は頗る謙讓の語を以て答へて曰く余
は外國語を操ること極めて拙劣なり故に若し恩
命を拜するとするも其使命を全ふする事能はざ

るを恐ると噫寧之夫れ然らんや光華會で聞けることあり君は明治初年に於て英語専門の學校に入り勉學多年其伎倆大に見るべきものありと縱令君が平時に於て用語の機會少れなりしとは雖とも其學得の快辯は時に應じ機に觸れて發し來り罪々として木屑の如きものあらん亦何ぞ嘆するを用いんや由來言語は寡を以て貴はし浮華なる懸河の千萬言は慎重にして堅實なる數語に若かざるなり要は母國の眞價を發揮するに在りとす是れ亦有事ならずとせんや君夫れ之を努めよ君が長途の航程海上風波なく到る處の道程亦平安にして君が身邊四圍の狀況極めて無事なるを願ふと共に家を守るの令閨愛子些の故障なく無事安穩にして君が任務を助長するは固より衷心冀ふ所たり歐雨米煙飲喉常に差ふ公に在りては有事私にありては無事交々適する所あるを期待す君夫れ往けや往きて錦囊滿溢の土産を齎らし歸れ茲に恭しく送詞を呈す

○伊國犯罪統計

伊國統計局より發表したる一九〇五年及一九〇六年の刑事統計に據れば一八八〇年乃至一八八六年に於ては重罪裁判件數は一年平均八、三七四人なりしに一九〇四年には四、二一五人に減じ更に一九〇六年には三、四九八人となれり輕罪裁判事件に付ても同様減少の傾向ありて一八九九年乃至一九〇一年に在ては一年平均一二〇、八四六人なりしが一九〇六年には一〇六、九七八人となれり然るに一面違警罪に問はる、者の數大に増加し一八八〇年乃至一八八六年には一年約三五四、〇〇〇人なりしに一九〇六年には五七二、一二六人となれり尙同國にては謀殺殺人罪は減少し傷害罪は増減一様ならざりしが一九〇六年には減少し其他犯罪は減少の傾向ありと云ふ之に依つて見るときは重罪輕罪は減少し違警罪には著しく増加せり之れ犯罪者の種類若くは行爲に變化を來せしにあらざるか疑なき能はざるなり

○米國刑事學會の刑事調査

北西大學法科大學教授ウイグモリア氏を會長とせ

る刑事犯罪學協會は本年十月ワシントンに總會を開く筈なるが其準備として其各部委員會に對し左の事項の取調を命せりと云

- (一) 犯罪人に關する諸統計。—— 犯罪人の身體的精神的狀況、遺傳、境遇等殊に累犯者に關する此等の事項
- (二) 激烈性中毒性飲料。—— 其過度飲用の影響殊に風俗壞亂との關係並に其犯罪誘導力
- (三) 刑の執行猶豫、假出獄、刑の減免、不定期刑の宣告。—— 其利害得失の比較研究
- (四) 裁判所の組織。—— 國の裁判所と各州裁判所との合一問題、米國の裁判所の組織を簡單にする事
- (五) 刑事訴訟手續。—— 口頭辯論手續を簡單にする事、不必要なる形式的手續を廢する事

○米澤分監近火被害

五月二十二日午後四時五分分監を距る西北四丁にある米澤市座頭町民家より發火せしが數日來晴天打續きたることなれば屋宇乾燥し殊に當日は朝來

快晴なりしに午後に至り烈風西北より襲來し發火と共に倍風力を強めたるに依り瞬間に其附近三四戸を焼き拂ひ刻一刻火勢猛烈を極め火の手は左右に岐れ一は座頭町を直進し一は横町清水町(分監所在地)に迫り分監隣地に在る二階建の民家(分監舎ト板塀ヲ隔テ、六尺ノ處ニアリ)に延焼し將に分監全部を灰燼に歸せしめんとするの狀勢なりしも職員一同挺身勵精克く防備に努力したると外來消防夫の勢援とに因り僅かに板塀八間餘の焼失と官舎建具並に木羽屋根等の一部に被害を受けたるに止まり負傷逃走等の事故なく分監を保有し得たるは不幸中の幸と謂ふべし

當日分監長は會議用務の爲め本監に召集中なりしに依り當直看守部長は宿直及居殘の看守及女監取締を指揮し男監部は看守をして豫て撰定し置きたる男受刑者十名に加ふるに他の十名を併せ唧筒を搬出し火元に接したる官舎倉庫炊塙及事務所に向て防火に努めつゝありしが間もなく市内消防夫壹組は官舎に來援したるに依り男受刑者は専ら倉庫及事務所並に監房工場等の屋上防備を爲さしめ廳

用脚筒は之を女監部に移せり女監部は女監取締を
して女受刑者中炊夫掃除夫及其他身體健全なるも
の三十名を數組に分ち脚筒の操縦水吸に従事せし
め病監及第三工場の防火に努めしめなり又一面廳
中物品並に領置品帳簿書類等を構外東方の畑地に
運搬せしめたり

當日は日曜日なるを以て教誨後午後二時三十分よ
り受刑者全部を入房せしめ職員十四名に非番を興
へ退廳せしめたる後なるに依り當初の防備には頗
る困難を極めたるも發火十分内外にして非番職員
全部昇廳したるにより看守は男監部に女監取締は
女監部に配屬せしむ火勢は倍猛威を加へ愈急を告
げ火の子は各所に落ち病監炊場事務所倉庫工場等
の屋根(以上木羽葺)に點火し所々に發火し一時
殆ど防禦の術盡きたるも死力を盡し漸く防禦する
ことを得たり

如此状態にあること約三十分餘に涉り全監を擧げ
て類焼を免れざる狀況なるを以て同午後四時四十
分全部の開房を行ひ女受刑者中老若及弱者十名は
女監取締一名をして戒護せしめ女教誨師附添ひ分

監を距る五丁の空地に他の女受刑者百四十二名は
戒護女監取締七名を付し東方構外畑地(實收地)に避
難せしめ其他の女監取締は防火に従事する女受刑
者の指揮戒護を爲さしめたり

同分監の拘禁者は十中の八九は女性なるを以て事
變に際する處置に就ては頗る苦慮せし處なりしも
在監者中防火及避難用務に従事したるものは何れ
も必死の活動を爲し特に女受刑者中十餘名は劇し
く火炎を受けたる病監及工場の屋上に登り防火に
盡力したるか如きは毫も男性と異ならぬを見る午
後五時三十分頃より風力稍減じ火勢亦た衰ひ他に
延焼の虞なきに至りたるを以て同五十分頃より前
記避難者を收容し全部の收監を終りたるは午後六
時二十分なり

今回の事變に際し現在の設備にして頗る利便を得
たるもの及び將來に於て改善を認むるもの少から
ざるも今其二三を擧ぐれば
女懲役監(雜居房二十四房)の扉は全部一齊に開
放し得るの裝置なるを以て其急を告ぐるや之れが
開房を行ひたるに些の混雜なく收容の受刑者二百

餘名同時に出房せしむるを得たり又同分監建物中
比較的大なるものは女懲役監同監見張所第一工場
第三工場にして前年度にあつて瓦又は亞鉛板を以
て修葺又は改葺したるを以て飛火の爲めに發火す
るの虞なく専ら他の防備に盡瘁するを得たりしと
雖も若し其修葺以前に於て此事變あらしめば全監
を烏有に歸せしめたるや必然なり次に今回の事變
に鑑み將來に於て設備するの必要を認めたるもの
一々枚舉に遑あらずと雖も緊要を感じたるは貯水
池防火器及土藏等の設備なりとす同監には構内西
方に一個の池水あるのみにして他に一路の水流な
く唯僅かに官舎炊場工場用として五個の掘井戸あ
るに過ぎず果して防水に不足を告げ一時は袖手す
るの悲境に陥りしも辛ふして之れが供給を爲せり
少なくも構内數個所に貯水池を設けると共に完全
なる防火器の臺數を増加するの必要を認む又領置
品及米麥被服等の重要物は平常之を板倉に藏置保
管しつゝあり其内領置品及被服の幾部を搬出する
に至りたりと雖も外に米麥約七十石を貯藏しあり
漸く之れが搬出の準備を爲したるのみ幸に鎮火無

事なるを得たるも若し防火効なく倉庫を燃焼せし
めたらんには少なくとも其一半を失ひたりしなり
依て土藏一棟を建設し事變に對する防備の必要を
認めたり
右等變災に際會しては女性囚徒は役に立つましく
とは豫期し居りしが事實は全然之に反し彼等女囚
の立働きは實に目醒しきものにて恰かも吾が家を
焼失せらるゝが如き感を持しまめく敷防火に努
めたる動作振の活潑なることは男囚にも優りしと
云ふ事實は一同の認めて感賞措かざる所にして此
點は眞に豫想の外にし頼母數次第と謂ふべし今火
災の記事を報道するに當り此女性囚徒の動作を特
筆することを得るは最も喜とする所なり

○腸窒扶斯の猖獗

(札幌監獄の其後)

前號報道の如く札幌監獄内の腸窒扶斯に關する典
獄其他苦心一方ならざるこなるが何分にも醫員
不足にて手廻兼ねるを以て百方苦心の末漸く補充

(山形監獄所報)

し得るに至りたる趣なれば今後は憂ふべきことなかるべしと雖も決して苟且に付すべきにあらざるを以て今日まで引續き各監房工場は勿論事務所倉庫等苟も人の出入する個所の室内廊下等は石炭酸水及昇汞水を以て洒拭し床下には石炭を散布せしめ其他構内外共大清潔法を行ひ極力之れが豫防消毒に怠りなし、尙其後の経過を聞くに被服臥具の消毒に付ては區立札幌檢疫所の機關に依頼するの豫定にて夫々協商したるも同所は目下大修繕中にして日々數多の職工就業し居るのみならず機關の使用亦不能なる旨回答に接したる趣にて不得止應急の處置として地方監構内の一隅及隔離病監並に女監構内等に健康者と病者の分を區別せる各數個の竈を築き消毒用器を据へ付け供用中の被服臥具及器具等一時間以上約百二十度以上の温度ある蒸汽又は煮沸消毒を爲し其他の書籍等は舊開室内に於て田原式フロールマリン液消毒器を以てせり又在監人に對しては再三健康診断を行ひ苟も感冒發熱等の症狀ありと認むるときは直ちに嚴正なる隔離法を行ふと共に一般健康者には豫防疫を隔離

患者には試験液確定患者には治療液の注射を施す等苟も爲し能ふ限りの手段方法を講じ居れるが在監者は概して營養不良なるに依り此の際一層健康保全の急務なるを認め病者の滋養物は勿論一般食料品の撰擇にも注意せりと、尙本傳染病疑似者として隔離以來本月十二日までの隔離患者總數男二百五十人女十七人此合計二百六十七名にして内全治隔離を解きたる者男七十九人女十一人合計九十名隔離試験中未治出監したる者二十一名同死亡したるもの八名腸室扶斯と確定後治療したる者五名同未治出監したる者一名同死亡したる者一名同治療中の者六十一名バラ室扶斯と確定し治療中の者七名未確定隔離中の者男六十九人女四人合計七十三名なり今當初隔離以來の状況を擧ぐれば四月上旬に於て隔離せる者男六十三名女四名五月上旬の新患者男七十五名女十三名同月中旬男四十九名同月下旬男二十八名六月上旬男二十五名にして漸次減少の傾向を示せるを以て此の上甚だしく猖獗を極むる事なかるべしと思はるゝも其性として経過の遲緩なるは如何ともする能はず全患者の症狀は敬て惡

性ならずと云ふも高度の熱發せるより頓に衰弱を來し之れが爲め斃るゝに至るものあり、又客月二十二日に至り第一回の健康診断及清潔法の大部を終へたると監獄醫の缺員補充し得たるとに依り同日限り醫學士關場不二彦及醫師高倉友吉二名の囑托を解きたるに右高倉醫師は翌二十三日より感冒の氣味にて發熱し自宅療養中病熱益増悪本月一日區立病院に入院同九日遂に腸室扶斯と確定し又囑托醫阿部元壽は去月二十六日より感冒症に罹り引籠り加療したるも漸次不良に陥り本月三日同病院に入院同月七日是又腸室扶斯と確定せり又檢疫委員として離隔病監に勤務せしめ置きたる看守二名は本月二日及同八日より前後して高度の熱發を爲し勤務に堪へざるのみならず症狀亦不良なりしより何れも發病當日直ちに區立病院へ入院せしめたるに去る九日共に腸室扶斯と確定し、尙他にも二名の看守共に感冒症にて引籠中何れも腸室扶斯と決し入院したるが其一名は本月一日全治退院したるも病後の衰弱未だ回復するに至らず今尙は自宅加養中にして右罹病者中高倉醫士最も重症なりし

も稍輕快に傾きつゝあり其他も豫後佳良にして餘病の併發なきに於ては危險ならずと

○護送馬車より飛出す

甲府監獄拘禁盜犯山内徳次郎なる者は累犯者にして逃走の念慮を抱くものなるを以て之が戒護には特に注意し居たるが客月七日判決言渡の當日なるを以て看守二名附添ひ馬車にて甲府地方裁判所に護送したるに彼徳次郎は判決は懲役十年を下らざるべし十年の苦役は到底堪ふる能はず軍機を見て逃遁せんと思ひ押送前施されたる手錠を馬車内の腰掛に打付け左手の手錠を外し次に捕繩を解き下駄を脱して洗足となり看守が馬車の扉を開くの機を待ちつゝありたるが應て馬車は裁判所の裏門に駐するや看守は被告人を下車せしめんと扉を開くや待構へたる被告人は看守を突退け駈出したるより看守は直に追跡し被告人が曲折出沒せるを甲府警察署消防機關手某の助力を得て逮捕したり逮捕したる被告人は裁判所内に連歸し出廷し當日判決さるゝ筈なりし窃盜罪に就き十年の懲役を言渡

されたり、其後逃走未遂罪として告發の結果懲役一年の刑を言渡されたるに本人は自暴自棄となり刑の執行を受くるの意なく機を見て逃走する覺悟なれば一年や二年刑期の長きは意とする所にあらずと語れる由

○裁判所内より逃走す

逮捕に向ひたる看守の苦心

防盜犯秋本高市なるもの本月三日松江監獄より松江區裁判所に押送し懲役三年の判決を受けたるに依り午前十時四十五分頃訟廷内に於て手錠を施し留置場へ連歸る途中裁判所西通用門の正面に差懸りたる際突然下駄を脱し菌笠を据て門外に逸走したるより戒護看守は直に追跡殆んど追及せんとして門前に出づるや忽ち躓き倒れたるより跳起き飛散りし帽を拾ひ前方を見詰むれば既に逃者と數十間を隔つるに至れり之れより一步は一步相距り追跡搜索一方ならざりしが遂に他の助力を得て逮捕するに至れり、同看守が搜索逮捕するに至るまでにはなかくの困難ありたる趣にて一般の參考と

北面を搜索中北堀町城見繩手なる知事官舎前、中學校ポルト小屋に當る河中に被告の着用せし衣服の漂流しつゝあると同時に安部看守長の和服の脱ぎ置きあるを見茲に始めて被告人が北堀河を渡涉し北堀町方面に逃れ安部看守長の追跡せるものならんと察したり時しも一看守と一人民とは小舟に楫し來りたるより之を呼びて便乗し被告の脱ぎたる衣服を引上げ道途の説を聞くに知事官舎の脇を赤山方面に逃れたるものゝ如し之に於て急遽東方北堀本通りより赤山に登りたるに同町に一空屋あり逃走者は必ず此家に潜伏したるならん確に其形跡ありと密告したる者あり居合せたる二名の看守二名の巡查何條猶豫すべき乃ち左右より包圍搜索の結果該家廁の糞壺内に潜伏し居たるを發見し逮捕したりと云ふ

○看守の溺死

山口監獄看守大木里一氏は本月十六日出勤の途次洪水の爲め押流され不慮の最期を遂げたりと悲惨なるかな左に典獄の報告要領を掲ぐ

なるべしと思はるゝに依り同看守の手書より其要を摘録せん前記の如く數十間の距離を生じ容易に捕縛し得ざるに至り母衣町中の一本通りを北方に向ひ逸走し半途曲折して右側民家の裏手に在る桑圃に紛れ込みたるが時恰も同圃に老夫の耕せるあり乃ち逃走者あり遮り與るゝ様大呼したるに彼方へ廻るべしと北方民家の裏手を指したるに依り其指せる方面以外には間道あらざるべしと速断し之に廻はらんとせしも忽ちにして其迂回に失せるを悟り直に捷徑を取りて東方に出でたれば彼は再び南方に轉し遂に全く視線外に失するに至れり、其際殿町黒住教會堂方面に向ひたりと聞きしかば該教會堂以北の要所と思しき塲所に到り便所、物置、床下等を搜索中更に同町の一時計店の脇小路口を西方に向ひたりと告ぐる者あり仍て直に松江城二の丸運動場内の民家に就き其消息を聞くに家婦の答ふる所に依り目指せる被告に符合せる者城山後山に逸したりと推測られたるを以て城山天守閣北側より搜索しつゝ、西方内中原に沿へる堀端に出で更に北方稻荷山麓を迂回し北堀河岸より後山

當地方は本月十三日以来連日降雨の爲め河水激増し當監を距る十數町の上流は河水漲溢して浸水村落からず同看守大木里一氏は右浸水村落より洪水を冒し出勤の途次其渦中に陥り押され、流され、終に行衛不明となれり此報に接するや直に職員十數名を派遣して百方搜索に努め尙警察官及憲兵隊等よりも同堀捜査したるも同日は其踪跡を發見せずして止みしが其翌日午後一時頃平川村字井手原橋野川南岸より約二間を隔てたる水底土砂に埋没せられ僅に頭部及左手の一部が水中に透見せらるゝを同所通行の者にて發見したりと

各地通信

○平壤たより

大西 秋湖

雲涯遙かに數百里を隔てる平壤の地、去月郷門を出で、此處に異郷の月を眺むる身と相成申候。釜山より約十七時間鐵路に倚つて車窓より眺むるもの只兀山の重疊として惰民徐ろに歩を移しつゝ曠野に彷徨する様の殊に目立ち申候て直ちに其國情を窺ひ得べく存じ候。由來平壤の地は京城に亞き般賑の地と聞及び申候は實際來て見た自分が慥かに其の説の虚ならざる

を知り申候當時高麗王の屢々都せられし處と古史にも相見え一入心床しく覺へ申候

都市を中斷して淙々渣流を月に肖する大同江は韓土五大江の一にして其の源を遠く狼林山脈に發し壘長七十餘里の流域を爲して沿岸の平野爲めに水利と灌漑の天恩に浴し剩へ百幾十萬圓を投じて此の程較く工を竣へたる水道は其水源を大同江に取り全市水に困みつゝある住民も爲めに愁眉を展くに至りしは全く此の川あるが爲に御座候

近く戰史に遺る船橋里、玄武門乃至乙密臺、牡丹臺は郊外隨處に散在して史趾を探るに便ならしめ轉た當時を偲ぶに値すべく存じ候市の西に偏して蜿蜒として煉瓦塙の長く圍めるは輒ち旅團司令部及び聯隊本部に御座候初めて異郷の地を踏める自分分は快心を極め意氣爲めに昂るを覺へ申候

降雨を見ざることも月又九月に涉り坦道渴して灰塵と化し時に吹く風は土粉を捲きて煙れる如く眼も開けられざるに往々之れ有り候此の地帯渾て山系にて水成岩質様を以て地形を型り軟性の淡灰色の岩層斜に重疊し水分乏しき高燥地帯は爲めに罽

烈を生じ塊片路傍に崩落し履底を傷ぐることに夥しく御座候

當地の主なる産物は米、麥、大小豆等を普通に數へ他に最も之れ有りと誇るべきは砂金、石金に石炭と聞及び申候就中石炭は斯の有名なる英國カーヂフ産に比し優るとも乏らざる無煙炭の層脈無盡と申居候侮り難き地とや申すべく親しく是れを外人に視せしめ候はゞ垂涎措く能はざる處と存じ候民の遊惰なるを以て國衰ふ、寒暑共に烈しくも亦た是れに適應の生産に留意し長計の策を施すに於ては遠からずして開化の緒を展き得べくと存じ候も只終日の勞銀を以て一夜の酔を買ふべき特性を有するの韓民は恒に貯へを有せざるが故に恒心なく貧穢を意とせず生を無爲に終ることの聞くも憐れなる有様に御座候

犯罪の因由に就ては未だ經驗に乏しき自分の是を多く語るを許さざるも一概的に筆を下し候へば風俗の廢たれたるが爲めと、氣候の關係とが最も密接の因縁を結ばれ、第二には宗教及び教育の不偏も亦た大なる一因を爲し居るやに察せられ候

目下當監獄の本分監及び出張所を通じて約八百名の拘禁者あるが中に日人の犯罪者百に足らず此の罪質竊盜、傷害に多く之を考ふるに生活上より餘義なく罪を造りたる者並に下等勞働者の異郷にありて落魄し或は國憲寬き地の放縱に流れたる結果にあらざるやと存せられ候、韓人の犯罪者は強竊盜略人、放火最も多數を占め居候事寒心の至りとや申すべく、働くも憂し、遊ぶに生活難を訴ふるの結果深き那落に沈み入りたるなるべく存じ候、取り分け韓婦の犯罪者に有夫姦の多くあるは確かに人倫の釋たれたるを證左して餘り之れ有るべく、總じて温帯以上の地の住民は早成なるが中に夙に韓國は早婚の弊あるを、而かも猶ほ一夫を守る能はざるに於ては痛歎の極に御座候

當監獄は新式築造に係るもの其の軌模大ならざるも一見に値あるべく存じ候、日に月に廓大たらざるべき趨勢にありて早晚険險を感ずるに至るべく教誨場の如きも工場の一部を之に充て居る等其の一斑を知るを得べく存じ候役業は掃、炊、水汲、糞工等にして其他耕耘を稍聲高に語るを得べく韓

受刑者を専らとせる監獄の其の風俗、人情、言語共に通ぜざるを以て當分馴染の生ぜざる間はお客様扱ひにせざる可からざる滑稽の體裁に之れ有り候

宗教——教育は道德根本に深く連鎖して國民養成に必須の導火線たるべきものは是を此の地に於て見るに宗教の如き古來より墨守の鬼神教と唱ふるもの主として韓民の信仰する處、教育の如き亦た日本舊時の寺小屋式に過ぎず今日僅かに日本兒童の爲め小學校の設置あるのみ、ヨリ以上の學を修めんとすれば京城に或は他の地に之を求めざる可からず夫が中にプロソヒテリアン宗の中學校ありて盛に教を布き居候事一異彩を放ち居り申候

罪惡は寄生蟲にして遂に其本體を仆すの最も憂ふべきもの、處るべきもの自分は恒に此の罪惡懺滅を期するは勢ひ社會の改造を要すべきことを唱道致し居り候是れなかく容易の業にあらざるも日本化せんとする今日其國粹の粹を自分等殆んど先入主として韓情民に示すの最も必要否な緊急時機なるを覺取致し候併して是れが第一着手たり先鞭

者たるは主として宗教と教育の力に俟つの外無之と存じ候
 先は荒々右迄着境早々の事として謬見誤聞に免れざる事と信じ候孰れ寛く視察致し他日報道の機あるべく存じ候 匆々

〇釜山監獄たより (山田典獄談話)

山田典獄は過般一部の警察留置場分監等を巡視せられ歸任せらるゝや看守會議席上獄事上の訓示を爲せり該訓示は一般獄務に關する事項にして何等特筆すべきにあらざるも韓國監獄の事情監獄官吏の勤務をも知り得るを以て同地より通信のまゝ左に掲ぐるごとくせり (記者)

例に依りて暫くお話を致します私に此度密陽、馬山晋州方面に警察の留置場分監等を巡視して一昨日歸りましたが出張中本監に別段の欠點もな、無事に經過致しましたは全く諸君の職務に御精績に勤められた所以と深く御挨拶を申し上げます
 分監等のお話も色々参考になる事も有ると思ひますが先づ大體に就て申しますと我が内地の監獄に於ては萬事に整頓善く出来て居る事は申迄もありませんが晋州邦の分監も中々善く出来て居ります取分け掃除清潔法の如きは位置の悪い橋造の不完全なる韓國監

獄としては中々注意の行届きた者と思ひました構内には總て砂を敷き掃目を入れて工合よく出来て居りました尤も分監杯は砂利を取るには川が近くて其様なことには至極便利なる所でありまして本監や出張所の如き土地柄の場所ではなかく思ひます出来難く有りますが一體砂を盛り掃目を入れたいふ様な事は無駄な事に候に考へられませんが決して無駄では有りません砂を盛り掃目を入れ替へる掃除致しますと云ふことは人の精神上最も必要な事でありまして一寸他家に行きまして其家の庭廻りを見れば其家庭のことが知れるといふ程で掃除といふものは最も必要なもので最も心を用的ればならぬものであります、監房の如き掃除が善く、届きて扉を開いて見ましても塵埃有ませず善く掃除が出来て居り炊き事場の如きも中々總てに手入が行届て居りました勤務上に就ては随分多忙で在監者が二百二十幾人あり隨て被告人も多く裁判所出廷の如きも中々多忙を極め時としては提灯に火を付けて歸ることが屢々有る様子ですが夫れにも拘はらず武術の稽古もなかく盛に致して居ります併し此武術は甚だ不進歩ではあるが其意氣は感心する次第であります、出張所の如きは道は遠し隨分御困難の事と思ひますが精々忍耐して御勉勵なされたいことを望みます夫から本監にも不日耕耘を始めます都合でありますが構外出役因に就ては特に一層御注意有ます様申して置きます尙御注意の爲め適日申しましたことを改めて申して置きます
 先日申して置きましたが武術は心臓を練る即ち武士道の鍛練であつたので手足の術を學ぶもので無く自身の精神を鞏固不動ならしめるのであるといふことを申して置きました次に武術有る者は必

ず文事有り文武は軍の兩輪の如く馬の兩翼の如きものであると云ふ事に就て時間を惜みて學問を致さればならぬ小時間と雖も空しく過しては深大な金額に同様に學問を致すのは僅かつて致ます貯金を後には薄山な金額になること同じ事と知らず識らずの内に智識を致達せしむる者であるから勉めて讀書を致さればならぬと云ふ事を申し立て置きました又人は世に立つ上に於て數學が一番必要である世の中の事は一さして數理より出来て居らぬものは有ませんから數學の研究をして萬事數理上から致さればならぬと云ふことを申し立て置きました若さんが深く金頭に納めてお忘れ無き様に致されんことを希望して置きます

夫から今一つ官吏として大切な遵守すべき事項に就て勉勵忠實從順と云ふ此の三つで有つて同僚間の事を罵り合ひ上官の諛語をし又職務上の秘密を云ふ様な事を致さぬ様にならぬと云ふ事を申し立て置きましたが斯る事は善く有り勝ちの事で有りますか
 最後にお忘れ無き様最も注意致さればなりませぬ

申しますが逃走に火事と云ふことは監獄で一番注意の上に注意を加へて如何なる場合にも此二つは出来さぬと云ふ堅固なる決心を持つて居らねばなりませぬ逃走と云ふ事に付て御参考を先日出かました事柄を一寸お話致して置きます

去る二月十五日夕方に滿洲分監に逃走を企てた者がありました幸に大事に至らず済みましたは結構でしたが其起り申しますは條方と云ふ部長が夕方食事を致させて食器を出させる際に食器を藏匿して出さる者が有りまして監房を捜檢しまして終に引揚げ

たそうして其際或る囚徒が部長の帶劔の柄に手を掛けた者がありまして部長は扉を開く體で彼の頭を打ちましたさうですが其威勢に恐れて他の者も手出をする者も無く無事に済みましたさうです平素聞き及ぶ事も有りまして一層嚴重に取調を致しました結果劔を奪つて夫に依りて事を成さんと致しました士謀者及之に加はつて居つた三十幾人を罰して仕舞つたさうです此で監獄に這入て居る者は或る機會を利用して事を起さんとする者は薄山にありませぬ若さんは萬事に善く注意なさるればなりませぬ別して是から暖になり花が開き氷が解ける様になり時候が真くなりまして丁度梅毒や疥癬や色々な病氣が出ると同様に人の心も發動し易く隨て逃走心も起る者で有りますから特に御注意を望みます

監獄で監房の扉を開くと云ふことは中々六つか數もして至極注意の眞似をするとか噂を始めるとか其他色々な事をすることがあります、而して機會を得て扉を開かせ逃走致すと云ふ様な惡計を企て居る者がある斯る徒は監獄にも押れ惡計にも長して居る者でありますから總て監房の扉を開く時は何時如何なる事を仕掛けて來ても夫れを防禦すべき胸算と準備を以て致さればなりませぬ只何心なく扉を開く様な事がありましては萬一の時失敗を取ります恰も軍人が武裝をして敵前に於て歩哨に立つと同一の事であるが監房の扉を開く時其事實を密にせず防禦準備の方法を考へずして開扉する様な事がありましてはなりませぬ云ふか儘に開扉するが如き事があります因徒に逃走と云ふ念慮を惹起させます夜間扉は上官の立會を得るは勿論注意に注意を加へて平素囚徒にして

豐野幹事は午前十時來所午後一時退所

○監獄官練習所時間割

(自六月六日至同十七日)

六(日)月	監獄學	監獄建築法	心理學
七(日)火	有馬典獄	大場氏の	刑事政策
八(日)水	實驗談	監獄學	倫理學
九(日)木	精神病的中間者	刑事訴訟法	社會學
十日(金)	特種教育	刑法各論	木名瀨典獄
十一(土)	統計學	大場氏の	實驗談
十三(月)	統計學	刑事政策	心理學
十四(火)	衛生學	監獄學	森典獄
十五日(水)	監獄學	衛生學	實談
十六(木)	刑事訴訟法	牧野氏	刑事理論に就て
十七(金)	監獄學	刑事訴訟法	社會學
		實務講習	實務講習

○練習所卒業試験

練習所は本月十七日を以て一先づ既定課目の講習終了せるに依り二十日より卒業試験を行ふこととなり其試験課目並試験日割左の如し

二十日	午前十時より 十二時まで	午後一時より 同三時まで
	監獄法規	衛生學

二十一日 刑事訴訟法 統計學
二十二日 刑 法 監獄學

○茶話會休會

例に依り七八月兩月は茶話會を催さざることを

質 疑

(問) 假出獄申請ニ必要ナル調査ヲ爲シテ、アル間ニ於テ重病ニ罹リタルヲ以テ典獄ハ刑訴第三一九條第二項第二號ノ規定ニ依リ刑ノ執行ヲ停止シ釋放シタル者アリ出獄後ニ於テ病勢輕快ニ赴キタルニ依リ早晚再收監刑ノ執行ヲ爲サ、ルヘカラサルモ本人ハ頗ル謹慎シ保護亦周到ニシテ再犯ノ虞ナシト認ムルニ依リ刑ノ執行停止ノ現狀ノマ、假出獄ノ恩典ニ浴セシメタシ其途アリヤ

(答) 刑ノ執行停止中ノ者ノ假出獄ヲ許スハ穩ナラサルモ特ニ其必要ヲ認ムルニ於テハ假出獄ノ申請ヲ爲シ一面ニ檢事ト協議シ假出獄ノ許可ヲ俟テ其刑ノ執行停止ヲ取消シ即時假出獄ヲ執行スルコト、セハ不可ナカラシ

(問) 懲治人ニシテ年齡ヲ以テ留置期間ヲ定メタルトキ判決書記載ノ年齡ト月籍籍本ノ年齡ト相違セルトキハ檢事ニ於テ年齡ヲ訂正セサル以上妄リニ留置期間ヲ變更スヘキニアラスト思考スルモ執行指揮書ニハ生年月日ヲ明示セズ單ニ何歳或ハ何年何月生ト記載セルカ如キモノニ對シテハ身上調査ノ結果其正確ナル

生年月日分明シタルトキハ之ニ依リテ懲治ノ終期ヲ定ムルハ典獄限りノ之ヲ爲シ檢事ノ指揮ヲ受クルヲ要セザルヤ

(答) 懲治留置期間ガ本人ノ年齡ニ依リテ定マル場合ニ其執行指揮書ニ依リハ本人ノ生年月日不明ナルトキハ執行不能ナルヲ以テ檢事ニ照會シ指揮ノ内容ヲ明確ニスルヲ要ス故ニ檢事ノ指揮ニ依リ年齡ト實際ノ年齡ト異ル場合ニシテ指揮ノ補正ヲ爲シ得ヘキモノナルトキハ其補正ヲ求メ補正不能ナルトキハ指揮ノ年齡ニ則ルヘキモノトス尤舊刑法所定ノ期間ヲ事實ニ於テ超過スルカ如キコトアラハ檢事正テ經テ司法大臣ニ上申シ留置ヲ解除ヘキ許可ヲ受クルヲ相當ト信ス

叙任及辭令

- 給七級俸 依願本官
- 任看守長給十一級俸 依願本官
- 任監獄技手給九級俸 長野監獄詰ヲ命ス
- 中村分監長ヲ命ス 若松分監長ヲ命ス 福島監獄詰ヲ命ス 給五級俸 依願本官
- (浦和) 看守長 山本彌四郎
- (浦和) 看守 武笠龍太郎
- (松島) 看守長 越路代次郎
- (福島) 看守長 新井田 傳次郎
- (福島) 看守長 山崎 政義
- (松江) 看守長 大田彌三郎
- (小菅) 看守 内藤奈木之助
- (福島) 教護師 後藤誠諦
- (神戶) 看守長 和田一松
- (福島) 看守長 小林萬吉
- (松江) 看守 吉野禮太郎
- (神戶) 看守長 鈴木 泰雄
- (兼鴨) 看守長 津ノ池 佐一郎
- (札幌) 看守長 蘆井 安之
- (函館) 看守長 田村義治
- (神戶) 看守長 栗屋 稔
- (勝所) 教護師 安藤義導
- (長野) 看守長 黒岩太兵衛
- (金澤) 看守長 北崎唯次郎
- (七尾) 看守長 黒田源太郎
- (奈良) 看守長 正田萬次郎

再 版 廣 告

上田定次郎君述藤井藤藏君編

修養斷片全

實 價 五拾金
 郵 金 六
 稅 錢
 菊版二百頁餘
 四號活字振假名附
 紙質製本堅牢

本書は修身道德に關する論說にして、議論高尚に涉らす。而かも人生の諸方面に言及せられ殆ど餘蘊なし。冀くは愛顧の榮を賜はらんことを

修養斷片目次

- ◎發刊の趣旨
- ◎常識の養成
- ◎獨立の自營(奮闘的職業)
- ◎感恩感謝とも云ふ
- ◎懷負
- ◎新年の辭
- ◎幸福
- ◎戊申の干支に就きて
- ◎修養の乘
- ◎職分(義務觀念)
- ◎職業の撰定に就きて
- ◎紀律の養成
- ◎手紙の認め方心得
- ◎談話に就きての心得
- ◎事は大事なり
- ◎虚偽虚飾の弊
- ◎自尊自重
- ◎再び節制に就きて
- ◎處世經濟法の五大要訣
- ◎禮に對する觀念に就いて
- ◎僥倖心を戒む
- ◎希望の人となれ
- ◎人事の運命
- ◎模倣すべき英人の特性
- ◎貯蓄の必要
- ◎衛生に關する心得
- ◎夏季の衛生法
- ◎銷夏法
- ◎氣候より受くる訓化
- ◎公共心に就いて
- ◎偶感隨筆
- ◎賭博の戒
- ◎酒害の歌
- ◎新年の計
- ◎修身教訓
- ◎五十音訓
- ◎目次終

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
 (振替貯金口座七九八三番)

東

本店電話(長)番町二番

京 書 院

印刷部(電話番)町七六八番

會費送附方

局振 名込	宛 名	肩書 番地
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會理事 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地

明治四十三年六月二十日發行 (定價金拾貳圓)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷町五十三番地 豐野胤珍
 編輯人 東京市四谷區愛住町二番地 磯村政富
 印刷所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地 監獄協會
 發行所 東京市四谷區荒木町二十七番地 東京書院印刷部
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院
 賣捌所 東京書院